

岐阜県公報

目次

監査委員告示

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (監査委員) 一〇一
 行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 三六
 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 三六
 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等 (同) 四一

号外(二) 平成二十七年 四月二十七日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十七日

岐阜県監査委員 岩 花 正 樹
 岐阜県監査委員 佐 藤 武 彦
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成26年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

区分	監査結果		今回措置を講じたもの	未措置		
	A	B		A	B	C
指摘事項	87	11	76			0
指導事項	85	15	70			0
検討事項	13	0	10			3
計	185	26	156			3

平成26年10月1日から平成27年3月31日までに知事等関係機関から通知があった

<p>もの (注) 指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの 指導事項：是正又は改善を求める事項 検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項</p> <p>2 監査結果（指摘事項）に基づき請じた措置 総務部</p>	<p>指摘事項について、平成26年度3月補正予算編成の過程で平成26年度同時期の予算額と比較を行うことや、要求課に対し、期限を定め今一度全要求内容、システム入力に誤りがないか確認をするなど、適正な事務処理を実施した。 また今後同様の誤りが起きないように、各課、財政課双方で予算要求内容について十分確認を行うよう徹底した。</p>	<p>指摘事項について、平成26年度3月補正予算編成の過程で平成26年度同時期の予算額と比較を行うことや、要求課に対し、期限を定め今一度全要求内容、システム入力に誤りがないか確認をするなど、適正な事務処理を実施した。 また今後同様の誤りが起きないように、各課、財政課双方で予算要求内容について十分確認を行うよう徹底した。</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として185,000円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>チラシを利用し、課内会議にて安全運転について注意喚起し、交通事故防止の徹底を図っており、今後とも機会あるごとに徹底していく。</p> <p>安全運転管理者による交通安全教育の中で、運転に従事する職員に対し、安全運転の徹底を図った。 また、事故を起こした職員に対し、あらためて安全運転に心掛けるよう指導するとともに、他の職員に対しても交通安全について周知徹底を図った。</p>
<p>機関名 財政課</p> <p>監査結果 平成25年度に市町村課において執行された参議院議員選挙費の予算編成事務において、市町村課から提出された3月補正予算調書の金額が既に支出した額よりモ予算額を減額する内容であったにもかかわらず、調査の過程で確認を怠った結果、歳出予算現額が支出済歳出額を下回る事態となり、下回った額を予備費により充用していたので、今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>講じた措置 指摘事項について、平成26年度3月補正予算編成の過程で平成26年度同時期の予算額と比較を行うことや、要求課に対し、期限を定め今一度全要求内容、システム入力に誤りがないか確認をするなど、適正な事務処理を実施した。 また今後同様の誤りが起きないように、各課、財政課双方で予算要求内容について十分確認を行うよう徹底した。</p>	<p>管財課 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として103,411円の費用負担が発生していたので、駐車場の管理について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>県庁舎駐車場の管理上の1件の事故について、損害賠償金として103,411円の費用負担が発生していたので、駐車場の管理について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>管財課職員や警備員、庁舎管理委託業者に対して、庁舎敷地内の安全管理の徹底を図った。</p> <p>平成25年度のガス管敷設原状復旧工事については、早急な給湯機能回復の点からやむを得ないことであると考えるが、今後、施設、設備等に不具合が生じた場合の機能回復を図るに当たっては、原状復旧にかかわらず、他の方法による可能性も考えるなど、その必要性や費用対効果について、十分検討していくこととする。</p>
<p>税務課</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として88,200円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>今回の交通事故は、駐車の際、後方の安全確認を怠り発生したもので、当該職員に対しては、安全確認を徹底するよう事故後速やかに指導し、他の職員に対しても、駐車時の後方安全確認について周知徹底している。 平成26年7月には職場研修を実施し、職員の交通安全意識の向上を図り、再発防止に努めている。 また、季節ごとの交通安全運動の</p>	<p>自動車税事務所</p> <p>自動車税事務所のガス管敷設工事に関して以下の事項が認められた。 当所では、給湯にLPガスを使用してきたが、平成24年度に配管からガス漏れが発生した。このため、ガス給湯器が使用不能となったことから、給湯機能を回復すべく検討を行った。当所は一般的な事務を行う事務所で、業務上で湯を使用しないことから、労働環境改善の観点から必要で十分な能力を持つ小型電気温水器の設置を考え、参考見積額149,100円を念頭に電子調達などを試みたが、納期が短かったため不調に終わった。</p>	<p>自動車税事務所のガス管敷設工事に関して以下の事項が認められた。 当所では、給湯にLPガスを使用してきたが、平成24年度に配管からガス漏れが発生した。このため、ガス給湯器が使用不能となったことから、給湯機能を回復すべく検討を行った。当所は一般的な事務を行う事務所で、業務上で湯を使用しないことから、労働環境改善の観点から必要で十分な能力を持つ小型電気温水器の設置を考え、参考見積額149,100円を念頭に電子調達などを試みたが、納期が短かったため不調に終わった。</p>	<p>平成25年度のガス管敷設原状復旧工事については、早急な給湯機能回復の点からやむを得ないことであると考えるが、今後、施設、設備等に不具合が生じた場合の機能回復を図るに当たっては、原状復旧にかかわらず、他の方法による可能性も考えるなど、その必要性や費用対効果について、十分検討していくこととする。</p>

	<p>平成25年度になって、改めて給湯機能を回復しようとした際に、詳細に検討することなく、平成24年度の小型電気温水器設置工事からガス配管の原状復旧工事へ変更し、工事費1,476,541円を支出することとなった。</p> <p>これらの経緯から、給湯機能を回復するに当たり、小型電気温水器を導入していれば、およそ10分の1の費用で目的が達成された可能性が認められるので、予算の執行に当たっては事業の必要性や費用対効果について十分検討するなど、今後は適正に処理されたい。</p>	
--	--	--

危機管理部

<p>機関名 危機管理政策課</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、修繕料235,231円が支払われていたの、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>講じた措置 事故直後に、所属長から事故者に対し、運転に一層の注意を払い、より慎重な安全運転の励行について口頭注意を行った。 また、全職員に対し安全運転の注意喚起を行ったほか、定期的に交通安全推進員から全職員に交通安全・交通事故防止に関する周知・徹底を行い、交通事故の再発防止を図った。</p>
<p>消防学校</p>	<p>消耗品購入に係る支出事務において、請求書受理後に事前決裁書の起案が行われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	

て行うよう職員に徹底した。

環境生活部

<p>機関名 廃棄物対策課</p>	<p>監査結果 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として21,980円の費用負担が発生し、また、修繕料428,426円が支払われていたの、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>講じた措置 当該職員に対し、交通事故防止についてより一層の注意喚起を促すとともに、所属としても職場研修等において、全職員に交通事故防止の呼び掛けを行った。</p>
<p>岐阜地域環境室</p>	<p>物品の管理事務において、排ガス濃度測定機器1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>物品管理の重要性を職員に徹底するとともに、現物実査以外にも月に1度の現物確認を実施することとした。 また、県庁舎外に保管していた物品は庁舎内で保管することとし、現物の存在を把握しやすくした。</p>

健康福祉部

<p>機関名 保健医療課</p>	<p>監査結果 岐阜県社会福祉施設等スポンジクラー設備整備事業費補助金の交付事務において、完了検査を実施するにあたり、現地での確認が必要であるにもかかわらず書面のみで行われていたの、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 指摘後、現地へ赴き、適切に対象設備が設置されていることを確認した。 今後、担当者及び係内で、要綱・要領等を確認し、適正に検査を行う。</p>
<p>障害福祉課</p>	<p>岐阜県心身障害者扶養共済制度の未納掛金の債権管理事務において、債権管理簿が作成されておらず、未納者への督促等の状況が確</p> <p>債権管理簿を作成し未納者の債権管理の状況について把握できるようにした。 また、当未納掛金回収実施要領については、実動的に運用できるように</p>	

	<p>認できなかった。県では未納掛金の債権管理について、岐阜県心身障害者扶養共済制度未納掛金回収実施要領を定めているが、手続きが十分整備されていないことから、要領の見直しを含めた抜本的な整理を行い、適正な債権管理を行うよう対応されたい。</p>	<p>要領の見直しを行い、平成27年2月17日付けで改正を行った。今後は要領に基づき、個々の滞納者の状況も踏まえた効率的な債権管理に努める。</p>
<p>子育て支援課</p>	<p>緊急雇用創出基金事業「民間保育所保育スタッフ育成事業」に係る委託契約の支出事務において、契約の相手方から徴取した見積書の見積金額が事前決裁書の予定価格を超えていたにもかかわらず、予定価格の変更に係る決裁を受けないまま契約を締結しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今回の処理に至った原因は、同種の複数契約分をまとめて1件の事前決裁としたことにあるため、今後、同様な契約案件がある場合は、1契約ごとに事前決裁を行い、予定価格との比較を確認しやすい事務処理を行うこととした。</p> <p>ただし、契約先が著しく多数ある場合は、事務効率を勘案して、まとめて事前決裁を行うこともやむを得ないと考えるが、その際は、1契約ごとの予定価格をよく認識したうえで、見積書との比較を慎重に行うとともに、契約前の段階で複数の職員で確認することとする。</p>
<p>子ども家庭課</p>	<p>印刷製本費に係る支出事務において、債権者から送付された請求書を長期間放置したことにより、債権者に対する1件13,125円の支払が116日遅延するとともに、遅延利息100円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払案件については、請求書受理後速やかに支払処理を実施するよう職員に対して周知徹底した。また、外部から送付された文書は各係長が管理台帳に記入し、文書の処理状況を適宜確認することで、事務処理遅延に係る再発防止を実施している。</p>
<p>岐阜保健所</p>	<p>公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として1,434,568円の費用負担が発生し、また、修繕料1,</p>	<p>2件の交通事故については、職員に怪我もなく大事に至らなかったことは幸いであったが、少なからず過失が認められるため、事故後、当該</p>
<p>関保健所</p>	<p>377,117円（うち相手方負担分807,446円）が支払われていたほか、公用車が廃車（修繕料相当額966,700円。うち相手方負担分870,030円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>職員に対し、再発防止及び安全確認を徹底するよう注意指導を実施した。また2件の毀損事故については、職員の不注意により発生したものであり、前記交通事故と同様、当該職員に対し注意指導を実施した。</p> <p>当所では、日に複数回使用することもあり公用車の使用頻度が高く運転する職員も多いことから、全職員の問題として捉え、体調管理を含めた事故防止・安全運転に十分注意するよう、所内会議を利用し交通事故防止に向け注意喚起を続けている。事故防止は、継続的な注意喚起が重要であり、工夫しながら安全運転・事故防止の徹底を図っている。</p>
<p>中濃保健所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として21,970円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故を起こした職員に対し、改めて安全運転に努めるよう指導するとともに、職場研修を開催し、交通法規の遵守・安全運転の励行について周知徹底を図った。</p> <p>その後も、定例所内会議や職員面談等の機会をとらえ、交通事故や交通違反の防止に努めるよう周知を重ねている。</p>
<p>当該職員に対し、所属長より口頭注意並びに今後の公用車及び自家用車の安全運転について指導を行った。また、全職員に対しても、所属長より公用車及び自家用車の運転時には交通ルールを厳守し、十分注意を払うよう注意喚起を行った。</p> <p>その後も、毎月開催している所内会議において、交通事故防止の周知徹底を図っている。</p> <p>今後も、職員に対する日頃からの声かけなど、職員の交通安全意識の向上により再発防止に努める。</p>		

東瀬保健所	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料104,025円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	当該職員に対し、所属長より口頭注意を行い安全運転について指導を行った。 また、毎月開催している所内会議において、公用車の毀損事故発生状況を周知するとともに、安全運転・交通事故防止に関する啓発を行った。今後も職員に対する日頃からの声かけなどにより、職員の交通安全意識の向上を図り交通事故防止に努める。
恵那保健所	公務中の1件の交通事故について、修繕料116,419円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	当該職員に対して安全運転及び交通事故防止に努めるよう強く指導した。 今後の事故防止のため、毎日の朝礼等において担当課長、所長から安全運転の注意喚起を行い、職員の安全運転意識の向上を図っている。 また、平成26年9月から「職場点検の日」を設定し、平成26年10月からは毎月1日（1日が祝祭日の場合は、翌勤務日）を「職場点検の日」として、職員に対し交通安全のさらなる徹底を呼び掛けている。
希望が丘学園	消耗品購入に係る支出事務において、請求書受理後に事前決裁書起案が行われていたため、今後は適正に処理されたい。	定期監査の指摘を受け、事前決裁書の起案、決裁前に消耗品の発注を行うことがないよう、事務担当者を指導した。 併せて、支出事務の適正化を図るため、園内各部署が総務課へ物品取得を依頼する際のルールを新たに定め、各種会議を通じて職員に周知、徹底した。
わかあゆ学園	消耗品購入に係る支出事務において、次の事案が認められた。 1 請求書受理後に事前決	消耗品等購入に係る支出事務について、事前決裁後に、発注、納品、検査等、適正に処理するよう指導し改善した。

農政部		<p>裁量起案が行われていたため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>2 短期間に同一の債権者から複数に分けて購入していたものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたため、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。</p>	物品調達については、所属の各職員から物品購入に係る支出内容書を毎月5日までに会計担当者へ提出することとし、必要量をまとめて発注するよう改善した。
商工労働部		<p>旅費の支出事務において、目的地から宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより1件550円が過払いとなっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	過払いとなった旅費については、平成26年10月10日に収納した。 また、今後の適正な旅費支給を図るため所属で職員研修を行い、旅行諸費の支給目的等を周知徹底し、旅費請求入力時の適切な判断を求めることとした。 併せて、管理調整係においては、命令（復命）時に用務地と宿泊施設の位置関係を地図等で確認することとし、適正な支給が図られるよう審査を厳密に行うこととした。
機関名	岐阜農林事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として133,833円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該交通事故を起こした職員に対し、嚴重に注意するとともに、公用車運転時はマニュアルとの車両感覚の違いに十分注意するよう指導した。また、四半期ごとに行われる交通安全運動や毎月開催する所内会議、職場研修等様々な機会を捉え、より
機関名	農政部	農政部	農政部

中瀬家畜保健衛生所	公務中の1件の交通事故について、修繕料167,786円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	<p>達、発注、請求書受理の一連の流れを確認し、適正に支出事務を行う。なお、上記措置事項を平成26年6月18日に教職員会議にて全教職員に周知徹底を図った。</p> <p>事故発生後、直ちに所属長が当該職員の無事を確認したうえで、注意指導を行い、併せて所属全職員に対しても交通事故防止についての徹底を図った。</p> <p>毎月開催している職員会議では、従来から所属長が職員に対し交通法規の遵守と安全運転の励行に関する啓発を行っていたが、この事故を教訓に、会議での啓発だけでなく、職員が相互に交通事故防止について注意喚起し合うとともに、管理職や係長が出張行程や職員の健康状態に問題がないか等の確認を常に行うなど、事故防止について一層の意識醸成と体制確保を図っているところである。</p>
-----------	--	--

県土整備部		<p>機関名 監査結果</p> <p>技術検査課 公務中の1件の交通事故について、修繕料21,000円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>講じた措置</p> <p>当該職員に対して、細心の注意を払い運転するよう指導するとともに、課内職員に対し、毎朝実施している朝礼にて事故防止について注意徹底をした。</p>	
岐阜土木事務所	<p>主要地方道岐阜美山線の道路拡幅工事において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 県道拡幅部分の土地の</p>	<p>1について、平成26年11月14日分筆登記完了、同11月21日付けで岐阜県に所有権移転を完了した。</p> <p>平成4年度は当初の丈量測量で、平成23年度の丈量測量は平成17年3月14日付け岐阜地方務局通知「分筆の登記の申請において提供する地</p>	<p>うち3筆について、平成7年3月16日に土地売買契約を締結し、平成6年度に用地補償費を支出していたにもかかわらず、分筆及び所有権移転登記が完了していなかった(平成26年10月末現在)。</p> <p>なお、当該土地については、平成4年度及び平成23年度に登記に向けた丈量測量費用が支出されていた。</p> <p>2 県道拡幅工事を行った部分について、平成25年12月に工事完了後、一般車両等の通行を認めていたが、道路法に定める供用開始の公示及び図面の一般への縦覧を行っていないであった(平成26年10月末現在)。</p>	<p>積測量図の取り扱いは「1」により平成4年度丈量測量に不足する筆全体の筆界確認が必要となったため行ったものである。</p> <p>なお、再発防止策として、過年度未登記案件について所内共有データ化を行い、事業の当初から未登記の有無、処理状況を把握できるようにした。</p> <p>2について、土地の登記事務処理を平成26年11月21日付けで完了させ、供用開始の手続きを平成27年2月24日に完了した。</p> <p>なお、再発防止として、完了工区となる区域内に未登記事案の有無を各段階において、工務・用地担当双方で確認し登記事務処理による供用開始手続の遅延を防ぐ。</p>
	<p>道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として202,168円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料4,708円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>交通事故防止を徹底するため、事故発生の翌日にはメールで全職員に対し「交通安全」「安全運転の励行」について周知を図った。また毎週火曜日に行っている朝礼の中でも周知を図っている。また、事故を起こした職員に対しては、担当課長から安全運転の励行と公金への意識をしっかりと持つということを周知した。</p> <p>当該箇所については、緊急対応で穴埋め処理をし、穴ばこ発生頻度の多い箇所から予算の範囲内で全面舗装補修を実施している。</p> <p>今後多く目の目で監視できるように、社会メソテラスセンサーから危</p>	

<p>事故防止に努められたい。</p>	<p>陸箇所などの情報を収集する体制を取るとともに、期間を定めて集中点検を実施したり、台風の降雨後の異常気象時等には、異常に迅速に対応できるよう全面委託業者によるパトロールを実施するとともに、職員には通勤、帰宅時の道路情報について留意するよう呼び掛け、異変の早期発見及び再発防止に努めていく。</p>	<p>大垣土木事務所</p>	<p>一般県道大垣江南線の道路新設工事において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 平成14年に県の道路新設工事に関し、交差する安八町道の改良工事を県が行うとする、安八町との工事の施工及び費用負担に関する協定書を書面により締結していたが、平成21年3月に協定書の期限が到来し失効していた。そのため、平成24年度の工事着手の際に、あらためて安八町と協議し、費用負担等を明確にしてから工事に着手すべきところ、それを行わないまま工事に着手していた。</p> <p>2 上記町道の線形改良工事が平成26年3月に完了後、現地立会を行い、関係図書を引き渡したとしていたが、道路管理者である安八町に、管理を引き継いだことがわかる書面を作成しておらず、引</p>
<p>継ぎが行われたかどうか不明確であった。</p>	<p>掘斐土木事務所</p> <p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として387,030円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>美濃土木事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料474,505円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
<p>路面の陥没箇所については埋戻しを行うとともに、周辺の路面下空洞箇所調査を行い、陥没の可能性のある箇所（1箇所）について空洞の埋戻しを行った。</p>	<p>都上土木事務所</p> <p>道路管理上の5件の事故について、損害賠償金として724,337円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>所属長より、当該職員に対し注意及び指導を行うとともに、所属職員に対し雪道での安全運転の徹底を図った。</p> <p>また、その後課長会議や朝礼等において、交通安全意識の更なる徹底を図った。</p> <p>今後とも、機会あることに交通事故防止について注意喚起を行い、「交通安全1」を題材とした合同研修等への参加を促す等、より一層の交通事故防止に努めるよう注意喚起を図っていく。</p>	<p>降雪については、土木事務所が行う道路パトロール時に標識等の着雪や、スノーキーパー等の雪庇に引き続き注意するよう職員に対して周知するとともに、委託業者に対しても道路パトロール時に標識等の着雪の除去や雪庇の除去について強化するよう指示した。</p> <p>また、山腹からの落石についても、土木事務所及び委託業者が行う道路パトロール時に、引き続き注意して除去するとともに、落石の恐れのある箇所については、情報共有するよう周知した。</p> <p>なお、事故のあった箇所については、平成25年度及び平成26年度予算</p>

可茂土木事務所	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として160,212円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	にて対策工事を実施し完了している。	高山土木事務所	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として162,684円の費用負担が発生し、また、修繕料200,959円が支払われていたのについて一層の徹底を図られたい。	ため、道路管理についてはより一層力を入れ、引き続き事故防止に努める。
多治見土木事務所	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として464,568円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	該当箇所のうち、平成26年の事故については、直ちに管内のガードレールの点検を実施し、他に異常がないことを確認した。また、平成26年の事故については、直ちに通行止めを行い倒木処理を実施した。今後も管内全路線について道路パトロールをより一層強化し、事故防止及び道路管理の徹底に努める。	古川土木事務所	道路管理上の5件の事故について、損害賠償金として588,706円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	当該職員に対し交通安全について個別指導を実施するとともに、全職員に対し課長会議や朝礼等機会あるごとに注意を促し、交通事故防止の徹底に努めている。
恵那土木事務所	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として224,784円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	本件事故現場の横断側溝については、グレーチング蓋式側溝をスリット蓋式一体型に取り替え、蓋の飛び跳ねを解消した。しかし、管内全箇所をスリット蓋式一体型に取り替えることは困難であることから、道路パトロール、歩道点検時及び現場への往復時などに注視するよう各職員に指示し、メンテナンスサポーターとも情報共有を図りながら事故防止に努めるよう対応した。		道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として364,060円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	落石による道路事故の防止については、通常パトロール時に落石多発箇所の点検と、浮石や落石を発見した場合の速やかな除去作業を実施するとともに、落石の発生原因を把握し、防護柵等の設置が適当であると思われる箇所については、順次対応している。 また、落雪に伴う事故を防止するためには、事故現場の付近の落雪危険箇所の点検を実施し、必要に応じて雪庇除去を行った。 今後、事故が発生した路線や危険箇所について防災工事を進めるとともに、重点的な道路パトロールを実施し、事故防止に努める。
下呂土木事務所	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として108,024円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	事故発生後は、現場付近の浮石を除去するとともに、落石が車道へ転がり出さないよう岩盤にスロープネット及び落石防護ネットを設置した。今後の道路パトロールにおいても落石状況を注視していく。 管内道路は、急峻な地形の中にあるり落石等が発生しやすい環境にある			県道路パトロール実施要領等に基づき道路パトロール実施の際には道路管理者としてより注意を払って確認を行うことの徹底とともに、年度当初には全職員を対象とした道路パトロールにおける着眼点等の職員研修を実施し、全職員のスキルアップを図っている。 今後も、優先順位に基づき落石等要対策箇所の対策工事を実施していくとともに、異常気象時における通

行規制の対応や細心の注意を払った道路パトロールなど安全かつ適切な道路管理により事故防止に努める。

都市建設部

機関名	監査結果	講じた措置
公共建築住宅課	物品の管理事務において、ノート型パソコン3台及びリカバリーソフト1本を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	再発防止策として、持ち運びが容易な物品を課内で保管することとし、人気のない建物に保管しないこととした。 施設管理委託者と協議し、入退出簿の整備や退室時の内部点検の徹底など、管理方法を改善した。

振興局

機関名	監査結果	講じた措置
中瀬振興局	生活保護費の返還金等の収入事務において、納期限経過後に定められた期限内に督促状を発行していなかったものが21件（調定額589,724円）あり、最大で1年3か月放置されていたものがあった。そのうち2件（調定額69,575円）は、調定後、直ちに返納義務者に対し納入通知書を発するべきところ、4か月以上経過した後に納入通知を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	納期限経過後に定められた期限内に発行していなかった21件の督促状について、平成26年8月4日に全てを発行した。 今後は、以下のとおり適正に対応する。 1 生活福祉係の各地区担当が各地区ごとに債権を管理することで担当の明確化を図る。 2 収入未済状況を岐阜県総合財務会計システム及び管理調整係から受領した収入未済一覧表で確認することにより、督促状及び納入通知書の発行漏れを防ぐ。 3 各地区担当以外に生活福祉係の経理担当及び管理調整係でも同様の確認をすることで二重のチェック体制をとり、督促状及び納入通知書の未発行が確認された場合に

東濃振興局 東那事務所	物品の管理事務において、テーパー用台車など12台（取得価格計380,697円）を亡失するなどしていたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	岐阜県会計規則及び物品の現物実査実施要領の遵守を徹底するとともに、複数者での確認等により再発防止に努める。
-------------	--	---

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
教育研修課	公有財産の管理事務において、旧可児分室の土地及び建物、現に公用又は公共の用に利用されていないが、確実な利用の予定が見込まれないにもかかわらず、行政財産として保有していたので、今後は適正に処理されたい。	岐阜県公有財産規則等の遵守徹底を図り、特に財産の異動時には規定の手続に留意し、適正な財産管理事務の実施に努める。
飛騨教育事務所	平成25年度の通勤手当の認定事務において、次の不適正な事項により、3件28,000円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 平成25年9月15日に通勤経路を変更し、通勤手当を減額変更すべき事実が生じていたにもかかわらず、変更の通勤届が提出されていなかったため、平成26年度未まで誤った額の通勤手当が支給され	過払いとなっていた3件の通勤手当については、平成26年12月5日に8,400円、12月8日に9,800円、12月16日に9,800円収納した。 今後は、通勤経路認定で、再度通勤経路変更が想定される案件については、学校名、該当者等を記載した一覧表を作成し、管理調整係全員で情報共有した上で、見直し時期の把握及び調査に取り掛かれるように改め、適正な通勤手当認定事務処理に努める。 また、今後このようなことがないよう、平成26年11月13日開催の飛騨地区小中学校事務職員研修会におい

	<p>ていた。</p> <p>2 通勤手当の支給にあたっては、支給額を増額変更すべき事実が生じた日から15日を経過して届出がなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から手当を支給又は改定することとされている。</p> <p>平成25年3月11日に支給額を増額変更すべき事実が生じていたが、平成25年4月1日に当該事実が生じたとして、平成25年4月11日に通勤届が提出され、同日受理した事案について、平成25年4月から遡って手当額を増額していた。</p>	<p>て、全小中学校に対し、次の事項について特に指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手当支給額に変更すべき事実が生じた日から15日以内の申請を徹底すること。 ・ 特に3月中に通勤手当額の変更案件事実が発生し、3月の通勤手当額の変更がなく、新年度からの変更案件であっても、事実発生から15日以内の申請を徹底すること。 	図書館	<p>図書館資料等運搬業務に係る支出事務において、契約の対象とされていないセキユリテイスタービスに要する経費（2件1,392円）を含めて支払がなされていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>地下駐車場の管理上の1件の事故について、損害賠償金として119,270円の費用負担が発生し、また修繕料39,733円が支払われていたので、駐車場の管理について一層の徹底を図り、事</p>	<p>定期配送便のオプシヨンスタービスについて、平成27年1月8日付で対象の県内公共図書館長・関係公民館図書館室長あてに、セキユリテイスタービスを始めとしたオプシヨンスタービスを付加しない旨の文書を送付、周知を図った。</p> <p>今後、相互貸借担当者研修の機会にも説明し、周知徹底を図る。</p> <p>事故原因となった自動式シャッターの開閉スイッチは、事故当日「防塵タイプ」のスイッチに取り替え、誤動作の再発防止を行った。また、専門家の意見により開閉器、制御盤、スムーサーについて平成25年7月16日に取替修繕を実施した。</p>	<p>各務原西高等学校</p>	<p>故防止に努められたい。</p> <p>視聴覚資料の管理上の1件の事故について、次の不適正な事項が認められたので、視聴覚資料の管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毀損した視聴覚資料（以下CDと言う。）の貸出し不可の措置を失念し、毀損したCDを貸し出したにもかかわらず、事情を知らない借受者が当該CDを破損したとして毀損届を提出させ、それに係る賠償金を当該借受者に請求し収納していた。 2 その後、毀損CDを使用したため当該借受者のCD再生機を破損していたことが判明し、その修繕等に対する損害賠償金として3,780円の費用負担が発生していた。 	<p>自動式シャッターは法定点検の義務はないが、一般社団法人日本シャッター・ドア協会が定めた定期点検項目に基づき、設置業者により平成25年3月25日に点検を実施した。また、平成25年度からは保守点検を業者委託するとともに、図書館独自の作動確認を年間2回実施している。</p> <p>今後、図書館の安全で安心な利用を図るために、業者による保守点検と図書館独自の自主点検の実施とともに、適切な消耗品・交換推奨部品の交換を実施する。</p> <p>毀損したCDは本体及びケースに「毀損」と大きく記入し、データ管理上もすぐに除籍処理を行い貸出しができない状態にすることとし、職員へ周知を図った。</p> <p>また、毀損したCDはすぐに事務室に引き上げサービス課が保管し、県が損害賠償金を請求する場合は、総務課から賠償金納付の連絡を受け次第速やかに廃棄を行うこととし、サービス課と総務課の連絡体制を強化した。</p> <p>なお、損害賠償請求が発生しない場合は、事務室に引き上げ後、速やかに廃棄することを徹底した。</p> <p>指摘事項については、担当職員に対し、支払期日の定められている案</p>
--	---	--	-----	--	--	-----------------	---	--

	<p>る支出事務において、納期限（平成25年7月10日）までの支払を遅延したことにより不納付加算税6,000円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>件を年間スケジュール表にまとめ、毎日チェックするよう指導した。 なお、毎月源泉所得税等の納付日を事務室内のカレンダーにマクネットに表示し、複数の目で確認することで納付漏れのないよう徹底している。</p>		<p>たので、今後は適正に処理されたい。 2 短期間に同一の債権者から複数に分けて購入していたものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。</p>	<p>3 週間以内に依頼するよう職員会議において徹底した。 2 物品購入に当たっては、教員と連携を密にしながら集約して物品の発注を行い、電子調達システムを利用して、経済的な調達に努めることとした。 今後は、会計員から出納員までが物品購入の情報を共有し、複数の職員によるチェック体制の徹底を図り、再発防止に努める。</p>
<p>岐阜農林高等学校</p>	<p>牛乳殺菌機購入にかかる契約事務において、契約額が百万円を超える契約にもかかわらず契約書を作成していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、100万円を超える契約案件について、契約書の作成を徹底するとともに出納員等会計職員による審査・確認の徹底を図り、再発防止に努める。</p>		<p>物品の現物実査実施要領に基づき平成25年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 現物と物品一覧表との突合ができない物品が33件（取得価格計3,333,636円）あつたにもかかわらず、不突合の原因を確認していないかつた。 2 出納員が実施機関の長に対して行う現物実査の結果の報告について不突合原因が不明であるにもかかわらず、原因を確認しないまま物品一覧表からの除去漏れとして報告していた。</p>	<p>平成26年8月以降の職員会議において、備品管理の重要性と責任の所在について継続して研修を行うとともに平成25年度の現物実査により判明した不突合の備品について、実査を平成26年12月26日まで延長し全職員体制で実施した結果、最終的に12件（取得価格計1,060,931円）が、廃棄による物品一覧表からの除去漏れであつた。 今後は、次のとおり事務処理体制を見直し、かかることがないように適正に処理する。 1 実査担当者には、「物品の現物実査実施要領」に基づき、不突合があつた時は、供用主任者とともに原因の究明を行い、出納員に報告する。 2 出納員は、不突合の報告を受けた時は、実査担当者、供用主任者とともに原因究明に当たり、学校長に正確な報告を行う。 3 全職員が物品管理の認識を深める研修を定期的に行うとともに、写真管理による台帳整備を行い、備品の所在移動時は供用主任者から書類による報告を徹底させるなど、管理体制を含めた物品管</p>
<p>岐阜工業高等学校</p>	<p>物品の処分事務において、旋盤を廃棄処分するにあたり、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 旋盤を不用決定した後、売り払う等の収入の可能性について検討していなかった。 2 契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年9月23日政令第300号）に定める事項について、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）で定める書面が添付されていないかつた。</p>	<p>1 今後、不用決定する物品がある際には、売払い等の県の収入の可能性について十分検討する。 2 産業廃棄物を処分する際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4項に規定されている事項を含めて、委託契約を締結するとともに、環境省令で定める書面を添付する。 再発防止策として、指摘事項のような事案については、校長をはじめ、事務部職員全員で検討し、必要に応じて県の担当部局にも確認することともに、今後は指摘事項のようなことがないよう、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p>			
<p>大垣南高等学校</p>	<p>消耗品購入に係る支出事務において、次の事項が認められた。 1 請求書受理後に事前決裁書の起案が行われてい</p>	<p>1 指摘事項について、職員に対し、適正な会計手続による事務執行を行うよう指導した。また、必要な物品の購入について、担当教諭から歳出担当事務職員へ納入期限の</p>			

大垣養老高等学校	物品の管理業務において、自動蒸留水製造装置など49件(取得価格計4,242,203円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	管理システムを見直し、適正な物品管理を図っていく。
津川工業高等学校	生産物の売払いの収入事務において、直ちに納入義務者に納入の通知をすべきところ、それを怠ったため、収納が1か月以上遅延していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	物品管理に対する職員の認識を深めるため、職員会議、企画会議の都度、職員研修を実施するとともに、管理体制を含めた物品管理システムの見直しを行った。 具体的には、「供用主任者」とは別に本校独自に所在場所ごとに「管理主任者」を専任配置するとともに、「所在別備品管理リスト」を作成した。また、全物品について写真データによる一元的管理を行うこととした。
海津明誠高等学校	貸付物品に係る物品管理業務において、貸付先から保管証明を徴取していないにもかかわらず、保管証明を徴取している旨の報告が行われていたので、今後は適正に処理されたい。	平成26年度の物品の現物実査において、貸付先から貸付物品の保管証明を徴取し、出納員から正しく報告を受けている。 今後は、物品の現物実査実施要領を遵守し、保管証明など必要な書類が確実に添付されているか複数人で確認を行い、適正な物品管理に努める。
恵那農業高等学校	指摘事項については、職員に対し、納入義務者に適正な通知を行うよう徹底した。 なお、今後は調定案件ごとに状況が時系列でわかる表等を作成のうえ、進行管理を行うこととした。	過払い分の旅費550円については、平成26年10月8日に収納した。 今後は、旅行命令、復命の決裁及び審査時にチェック表を使用することとし、旅行行程、旅行諸費の取扱いに誤りがないようチェック体制を強化する。
中津川工業高等学校	旅費の支出事務において、旅行諸費の取扱いを誤ったことにより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払い分の旅費550円については、平成26年10月8日に収納した。 今後は、旅行命令、復命の決裁及び審査時にチェック表を使用することとし、旅行行程、旅行諸費の取扱いに誤りがないようチェック体制を強化する。

岐阜豊学校	公務中に駐車車両を損傷させた1件のき損害事故について、損害賠償金87,213円の費用負担が発生していたので、職員のき損害事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故後、当該職員に対し、草刈機による草刈り作業を行うときは作業時間の検討や周囲の状況確認を行い、飛石等の危険性が予測される場合は防壁等を使用して作業を行うか草刈機の使用を中止し録等で作業を行うよう指示した。 今後は、この事故を教訓に事故の再発防止に取り組み。
-------	--	--

警察本部

機関名	監視結果	講じた措置
広報県民課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として567,388円の費用負担が発生し、また、修繕料41,160円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該事故車両の運転要員を5名から2名に変更し、公用車両の運転行為に対する責任の所在を明確にすることで、交通事故防止に係る意識を向上させるとともに、他の職員に対しても例会、幹部会議等で交通事故事例を示して指導を行い、事故の再発防止を図った。 今後も、課員に対して例会、幹部会議等において交通事故防止について指導するとともに、運転要員に対しては毎月ペテラソンの大型/バス運転者の指導による運転訓練を実施し、運転技能の向上を図る。
装備施設課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として270,000円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故当事者に対しては、幹部自ら同乗して、再度の事故防止に対する指導教養を行うとともに、全職員に対し、幹部会議や全体会議で交通事故事例を示して交通事故防止について指導した。 監査以降も、幹部会議や全体会議で過失割合の高い交通事故の防止対策について検討するなど、課員に対する自覚を促し、

<p>警務課</p>	<p>適性検査に係る検査手数料等の支出事務において、債権者から送付された請求書を亡失したことにより、債権者に対する1件17,900円の支払が195日遅延するとともに、遅延利息200円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確認の徹底 ・思い込み運転の防止 ・防衛運転の徹底 <p>等による、交通事故防止意識の高揚を図った。</p>	<p>交通事故発生の際、交通機動隊受働事故防止対策推進委員会を開催し、事故要因を再検証するとともに、同種事故の絶無を期するため、交通事故再発防止対策の推進について具体的に指示したほか、隊員による反省・教訓事項の発表、朝会・例会時における幹部職員による受働事故防止に関する指示・教養、全隊員による緊急走行守則等の輪読、ヒヤリハット体験発表、全国の事故事例を踏まえた小グループ検討会の開催等を通じて、白バイ乗務の危険性と受働事故の絶無について全隊員に再確認させた。</p> <p>また、白バイの乗車技術向上のための訓練回数を増やしたほか、危険回避技能等の向上を図るべく、実践的な訓練を実施して運転技能等の更なる向上に努めている。</p>
<p>捜査第二課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として197,780円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対して、公用車運転時の交通事故防止対策等個別指導を実施し、併せて県に対する損害の発生について説明したほか、全職員に対して課例会、幹部会等機会を捉えて、今回及び他所所属での交通事故事例を示しながら、再発防止策等の指導の徹底を図った。</p> <p>今後も継続的に注意を喚起し、職員の交通事故防止に係る指導教養に努める。</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として296,646円の費用負担が発生し、また、修繕料30,030円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>当該職員に対し、交通事故防止意識を高揚するための個別指導を行うとともに、交通事故発生に関する「副隊長だより」を発出し、朝礼等を通じて全隊員に対しても、安全運転の励行について指導を行った。</p> <p>引き続き、毎日の朝礼時に交通事故防止について注意喚起し、また、毎月実施している例会時には、隊員からヒヤリハット体験の発表を行うことで事故防止に努めている。</p>
<p>組織犯罪対策課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として141,600円の費用負担が発生し、また、修繕料40,425円(うち相手方負担分24,717円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、安全確認呼称の励行等について指導を行い交通事故の絶無について誓約させるとともに、県に対する損害の発生について説明した。また、全職員に対しては、幹部会議や全体会議で交通事故事例を示して交通事故防止について指導した。</p> <p>今後も幹部会議や全体会議等機会あるごとに、継続的に注意を喚起し、職員の交通事故防止について一層の徹底を図る。</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として509,461円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>当該職員に対し、交通事故防止について個別指導を行うとともに、交通機動隊員の指導による交通事故再発防止に向けた「基本教養・走行訓練」を受講させた。</p> <p>また、課例会において、当該訓練参加者から課員に対し、安全確認等</p>
<p>交通機動隊</p>	<p>公務中の5件の交通事故について、損害賠償金として820,645円の費用負担が発生し、また、修繕料398,875円(うち相手方負担分79,748円)が支払われていたほか、公用車が廃車(評価額及び修繕料相当額1,403,228円。うち相手方負担分859,565円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、交通事故防止について個別指導を行うとともに、交通事故発生に関する「基本教養・走行訓練」を受講させた。</p> <p>また、課例会において、当該訓練参加者から課員に対し、安全確認等</p>	
<p>高速道路交通警察隊</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として296,646円の費用負担が発生し、また、修繕料30,030円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、交通事故防止意識を高揚するための個別指導を行うとともに、交通事故発生に関する「副隊長だより」を発出し、朝礼等を通じて全隊員に対しても、安全運転の励行について指導を行った。</p> <p>引き続き、毎日の朝礼時に交通事故防止について注意喚起し、また、毎月実施している例会時には、隊員からヒヤリハット体験の発表を行うことで事故防止に努めている。</p>	
<p>警備第一課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として509,461円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、交通事故防止について個別指導を行うとともに、交通事故発生に関する「基本教養・走行訓練」を受講させた。</p> <p>また、課例会において、当該訓練参加者から課員に対し、安全確認等</p>	

		<p>の基本動作の重要性や異なる車両による運転感覚の差異の把握等について教養を実施した。</p> <p>今後も、公用車を運転する際には、絶えず安全運転の自覚を持たせ、側乗者の降車誘導、走行中の安全確認呼称、発進前の車両周辺の安全確認等、交通事故防止の基本の再徹底に努める。</p>	<p>岐阜北警察署</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として501,661円の費用負担が発生し、また、修繕料208,834円（うち相手方負担分100,230円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>当該職員に対しては、警務課長及び直属の上司が交通事故の原因、安全確認の必要性等について個別指導を行った。</p> <p>また、全職員に対しては、朝礼時に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の事例等に基づいた教養 ・緊急走行時における安全確認の徹底等の指導教養 ・職員による交通事故の体験発表を実施するとともに、若手警察官に対しては運転技能訓練を行い、交通事故防止意識の高揚を図った。 <p>今後も、朝礼等において、署長、副署長及び警務課長から、安全確認、側乗者の責務等の指導教養を引き続き行うとともに、運転前には幹部から安全運転に関する声かけを行い交通安全事故防止の徹底を図っている。</p>
	<p>大垣警察署</p>	<p>公務中の5件の交通事故について、損害賠償金として1,918,493円の費用負担が発生し、また、修繕料143,687円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>山県警察署</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として840,840円の費用負担が発生し、また、修繕料627,69円が支払われていたため、</p>	<p>当該職員から交通事故の原因を聴取するとともに、運転免許試験の協力を得て運転適性検査を行い、運転に関する癖や注意点を認識させ、今後の交通事故防止について個別指導を行った。</p> <p>さらに、朝会において当事者自身に交通事故の事例を発表させ、他の職員に他山の石とさせたほか、公用車の交通事故防止に関する教養資料を配布し、具体的な交通事故防止について指導して交通事故防止意識の高揚を図った。また、全職員から提出させた「交通事故防止に関する標語」を、各課順番にその標語の読み上げと決意表明をするとともに、全職員が唱和して一日の初めに交通事故防止に対する意識を涵養している。</p>
<p>岐阜北警察署</p>	<p>公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として420,124円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車（評価額73,300円）となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>当該職員に対しては、直属の課長及び警務課長から、事故の原因や背景について聴取り、今後の事故防止について個別に指導した。</p> <p>全職員に対しては、朝会時に、副署長、警務課長から、当該交通事故の状況を説明し、運転時における安全確認、適切な車間距離の保持及び後退時における側乗者による誘導の</p>	<p>山県警察署</p>	<p>当該職員に対して、次長より事故原因及び防止対策、事故が及ぼす影響について指導した。</p> <p>また、全職員に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行前の確実な車両点検 	<p>徹底について指導並びに、天候、道路状況等にあった交通事故防止のための具体的な注意事項を指示し交通安全事故防止の徹底を図った。また、運転日誌に運転者、側乗者の遵守事項を記載したカードを付け、注意喚起を図った。</p> <p>併せて、朝会時に、職員から募集した交通事故防止標語を全員で唱和して交通安全事故防止への意識向上を図っている。</p> <p>今後も、公務員としての自覚を促す職務倫理教養を機会あることに推進し、交通事故防止教育を継続実施し交通安全事故防止の徹底を図っていく。</p>

<p>中津川警察署</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として125,645円の費用負担が発生し、また、修繕料42,630円(うち相手方負担分34,104円)が支払われていたことで、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>・安全確認呼称の励行 ・安全運転守則及び緊急走行守則の厳守 ・車両駐車時時の確実な措置 を例会において指示したほか、当該事故の問題点の認識と再発防止対策の推進などを指導し、交通事故の絶無について意識の向上を図った。当署の継続目標のひとつとして掲げ、その後公用車事故は発生しておらず、公用車事故絶無の継続のため、署長自らが朝会などにおいて指導教養を実施し、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。 引き続き機会を捉えた指導教養を実施するなど、交通事故防止対策を推進していく。</p>	<p>職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>
<p>高山警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として279,425円の費用負担が</p>	<p>当該職員に対して、警務課長及び直属の課長が交通事故の状況を聴取り、事故原因を究明するとともに、安全確認の必要性等につき個別指導を行った。 また、全署員に対し次長及び警務課長が、朝会、例会時に当該事故の概要及び原因を説明し、店舗等駐車場を走行する際は、駐車車両の動向把握、減速走行、側乗者による安全確認呼称の励行を指示手配し、再発防止の徹底を図った。 今後とも、朝会、例会時に県下の公用車事故事例を示しながら交通事故防止の教養を行い、公用車運転の際は幹部による積極的な声かけを実施し、交通事故防止の徹底を図る。</p>	<p>警務課長及び交通課長が当該職員に対して、交通事故現場到着時ににおける留意事項について指導したほか、</p>
<p>発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p> <p>朝会において全職員に当該事故の概要及び原因を説明し、同種事故の再発防止の徹底を図った。 今後とも公用車による交通事故の絶無を期するため、朝会や例会時に幹部による指導教養を継続して実施する。</p>			
<p>3 監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置 総務部</p>			
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>	
<p>財政課</p>	<p>土地開発基金は公共の用に供する土地等を先行取得し、事業の円滑な執行を図ることを目的としており、取得目的に土地を使用する場合には、当該部局の要求を受けて基金から一般会計へ引き渡すものとされている。</p> <p>平成22年度に土地開発基金を活用して先行取得し、引渡前使用承認(平成25年度未引渡予定日)を受け、警察署駐車場として使用している土地について、警察本部が、一般会計歳出予算で引渡しの予算要求をしているにもかかわらず、平成26年度当初予算においても、認められないままとなっている。</p> <p>本件土地については、公共の用に3年以上供されており、かつ引渡予定日を経過していることから早期に</p>	<p>指導事項について、平成26年度3月補正予算において警察本部からの要求を受け、基金から一般会計へ引き渡すための予算措置を行った。 今後、各部局からの予算要求に対して、要求に係る背景や必要性、緊急性等十分検討したうえで予算措置事務を行うよう、課内で情報共有を行った。</p>	

	<p>引渡のための措置を講じられたい。</p>	<p>高齡福祉課</p>	<p>物品管理事務処理の徹底及び関係所属との調整について、以下の措置を講じた。 1及び2 岐阜県会計規則等関係諸規定に基づき、適正な物品出納及び管理事務を徹底するための職員研修を実施した。今後も、定期的な注意喚起や供用者と供用主任者による相互確認の実施などにより、再発防止に努める。 3 処分と処分登録に係る年度の相違について、出納管理課に報告、協議のうえ、年度の訂正など必要な対応を行った。</p>			
<p>清流の国推進部</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1204 136 1356 663"> <p>機関名</p> <p>市町村課</p> </td> <td data-bbox="1204 663 1356 1070"> <p>監査結果</p> <p>平成25年度に執行された参議院議員選挙費の予算編成事務において、既に支出した金額よりも予算額を減額する、金額の誤った3月補正予算調書を作成し総務部長に提出した結果、歳出予算減額が支出済歳出額を下回る事態となり、下回った額について予備費での充用を受けていたので、今後は適正な事務処理に努められたい。</p> </td> <td data-bbox="774 136 1204 663"> <p>講じた措置</p> <p>予算編成に当たっては、要求調書と予算執行済額の突合等のチェックを管理調整係だけでなく、事業担当係においても確認を行うなど、課内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理を実施する。</p> </td> </tr> </table>	<p>機関名</p> <p>市町村課</p>	<p>監査結果</p> <p>平成25年度に執行された参議院議員選挙費の予算編成事務において、既に支出した金額よりも予算額を減額する、金額の誤った3月補正予算調書を作成し総務部長に提出した結果、歳出予算減額が支出済歳出額を下回る事態となり、下回った額について予備費での充用を受けていたので、今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>予算編成に当たっては、要求調書と予算執行済額の突合等のチェックを管理調整係だけでなく、事業担当係においても確認を行うなど、課内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理を実施する。</p>	<p>高齡福祉課</p>	<p>物品の処分事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 不用の決定に際して、処分をしようとする物品に係る評価を行うための資料を徴取していなかった。 2 取得価格が百万円以上の物品であったにもかかわらず、出納管理課長への台議がされなかった。 3 平成25年度に廃棄処分したにもかかわらず、物品処分の手続きが平成26年度に行われていた。</p>	<p>物品管理事務処理の徹底及び関係所属との調整について、以下の措置を講じた。 1及び2 岐阜県会計規則等関係諸規定に基づき、適正な物品出納及び管理事務を徹底するための職員研修を実施した。今後も、定期的な注意喚起や供用者と供用主任者による相互確認の実施などにより、再発防止に努める。 3 処分と処分登録に係る年度の相違について、出納管理課に報告、協議のうえ、年度の訂正など必要な対応を行った。</p>
<p>機関名</p> <p>市町村課</p>	<p>監査結果</p> <p>平成25年度に執行された参議院議員選挙費の予算編成事務において、既に支出した金額よりも予算額を減額する、金額の誤った3月補正予算調書を作成し総務部長に提出した結果、歳出予算減額が支出済歳出額を下回る事態となり、下回った額について予備費での充用を受けていたので、今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>予算編成に当たっては、要求調書と予算執行済額の突合等のチェックを管理調整係だけでなく、事業担当係においても確認を行うなど、課内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理を実施する。</p>				

<p>危機管理部</p>		<p>高齡福祉課</p>	<p>【障害者就業・生活支援センター事業】 当該事業の平成25年度の実績報告書に係る証拠書類については、平成26年12月～平成27年1月に現地で確認を行い、適正に事業が執行されていたことを確認した。 加えて、事業の進捗状況の把握のため、四半期ごとの支援実績を徴取することとした。 今後は、委託業務を完了した旨の報告を受けたときは、現地検査等で事業実施に関する証拠書類等を確認するなど、適正な履行確認の実施に努める。 【岐阜県発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業】 当該事業の平成25年度の実績報告書に係る証拠書類については、平成26年12月～平成27年1月に現地で確認を行い、適正に事業が執行されて</p>		
<p>機関名</p> <p>防災課</p>	<p>監査結果</p> <p>災害救助基金の管理事務において、上半期に発生した運用益を直ちに基金に積み増さずに一般会計で管理し、上半期の運用益が下半期の運用に反映されない結果となっていたので、今後は経済性に考慮した運用に留意されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>今後は、運用収入発生後直ちに基金に積み増しを行い、経済性に考慮した運用に努める。</p>	<p>【障害者就業・生活支援センター事業】 当該事業の平成25年度の実績報告書に係る証拠書類については、平成26年12月～平成27年1月に現地で確認を行い、適正に事業が執行されていたことを確認した。 加えて、事業の進捗状況の把握のため、四半期ごとの支援実績を徴取することとした。 今後は、委託業務を完了した旨の報告を受けたときは、現地検査等で事業実施に関する証拠書類等を確認するなど、適正な履行確認の実施に努める。 【岐阜県発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業】 当該事業の平成25年度の実績報告書に係る証拠書類については、平成26年12月～平成27年1月に現地で確認を行い、適正に事業が執行されて</p>		
<p>健康福祉部</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 136 335 663"> <p>機関名</p> <p>監査結果</p> </td> <td data-bbox="159 663 335 1070"> <p>講じた措置</p> </td> </tr> </table>		<p>機関名</p> <p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>	<p>高齡福祉課</p>	<p>【障害者就業・生活支援センター事業】 当該事業の平成25年度の実績報告書に係る証拠書類については、平成26年12月～平成27年1月に現地で確認を行い、適正に事業が執行されていたことを確認した。 加えて、事業の進捗状況の把握のため、四半期ごとの支援実績を徴取することとした。 今後は、委託業務を完了した旨の報告を受けたときは、現地検査等で事業実施に関する証拠書類等を確認するなど、適正な履行確認の実施に努める。 【岐阜県発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業】 当該事業の平成25年度の実績報告書に係る証拠書類については、平成26年12月～平成27年1月に現地で確認を行い、適正に事業が執行されて</p>
<p>機関名</p> <p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>				

<p>いたことを確認した。 今後は、委託業務を完了した旨の報告を受けたときは、現地検査等で事業実施に関する証拠書類等を確認するなど、適正な履行確認の実施に努める。</p>	<p>障害者住宅整備資金貸付金の債権管理事務において、住民基本台帳による住所確認が行えるよう条例で定められているにもかかわらず確認していないかかったので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。</p>	<p>滞納者38名及びその連帯保証人76名の計114名について、住民基本台帳ネットワークによる現況確認を実施した。 今後も住民基本台帳ネットワークによる現況確認を行い、債権管理に活用していく。</p>	<p>現金の収入事務において、出納員が現金払込書により金融機関に払い込むべきところ、別の様式である納付書により払い込んでいたの で、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>現金収納における会計処理の流れについて、会計事務の手引き（現金収納編）等により再確認を行い、指定金融機関への払い込みについては、調定決議書の審査終了後、出納員が直ちに現金払込書を作成するように改善する。 同様の事例が過去の監査結果にあったことを確認した。岐阜県会計規則を再確認することはもとより、過去の監査結果にも留意し、同様の誤りを起こさないよう、適正な会計処理に努める。</p>	<p>物品の受領、引渡しや現物実査の際には必ず複数の職員で確認、検査を行うとともに、これを写真撮影するなど適正に記録し、管理することを担当する職員に徹底した。 また、全ての管理物品の所在場所を記した図面を作成して、職員一人ひとりが保有財産の設置場所を認識し、適正に使用しているという意識づけを行った。</p>				
<p>身体障害者更生相談所</p>	<p>避難口誘導灯取替修繕に係る支出事務において、見積書が徴取されておらず支出負担行為の整理がされていないかかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該職員に対しては、安全運転や安全確認について指導を行い、再発防止を図った。 また、全職員に対しては、所内連絡会議や係長会議を通じて交通事故防止のための注意喚起を行っている。さらに、職場研修の際や交通安全県民運動実施時期には、ハットルを纏ったら運転に集中するとともに、ゆとりをもって運転をするよう周知徹底している。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>機関名 産業技術センター</p>	<p>監査結果 研究助成金に係る収入事務において、納付書を添えて納付された現金を金融機関に払い込んだときには、金融機関の領収証書に領収済通知書を添付することとなっているが、それが添付されていないかかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 今後は、会計事務研修会等へ積極的に参加するなど、会計事務職員の能力向上に努め、適正な会計処理を行う。</p>	<p>情報科学芸術大学院大学</p>	<p>情報科学芸術大学院大学 学生海外派遣事業参加交付金の支出事務において、交付決定時に支出負担行為の整理が行われていないかかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>交付金の支出事務について、担当者、副主任者、管理調整担当者等それぞれ立場でのチェックの強化を徹底するとともに、交付金の支出事務手続に不備のないよう十分注意するよう周知徹底を図った。</p>
<p>西瀬保健所</p>	<p>物品の管理事務において、犬捕獲おり1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>物品の受領、引渡しや現物実査の際には必ず複数の職員で確認、検査を行うとともに、これを写真撮影するなど適正に記録し、管理することを担当する職員に徹底した。 また、全ての管理物品の所在場所を記した図面を作成して、職員一人ひとりが保有財産の設置場所を認識し、適正に使用しているという意識づけを行った。</p>							

	<p>今後は毎月開催している事務局三ーテイング等において、岐阜県会計規則を遵守するよう徹底し、再発防止に努める。</p>	<p>郡上農林事務所</p>	<p>た。</p>	<p>て、事業が実施中であることについて引継書等に明記することにより確実に申し伝えることとする。</p>	
<p>農政部</p>	<p>機 関 名 監 査 結 果</p> <p>旧農林商工部農林水産局農業構造改善室(現農政部農村振興課)と旧郡上郡八幡町(現郡上市)との間で平成15年度から実施された「サル接近警戒システム実証実験」において、次の事項が認められたので、事業の必要性、有効性及び効率性の観点から事業効果等を検証し、今後は、より効果的に事業が実施されるよう、適切に処理されたい。</p> <p>1 実証実験に際し、旧八幡町から旧中濃地域郡上農林商工事務所(現郡上農林事務所)を通じて旧農業構造改善室に試験状況に係る報告を提出することとなっていたが、監査において報告書の提出が確認できなかった。</p> <p>2 旧農業構造改善室から旧八幡町へ貸与の上、同町地内に設置されたサル接近警戒システム受信機及び付属機械計3台について、実証実験の成果に係る検証を行わないまま、漫然と事業を継続していた。</p>	<p>講 じ た 措 置</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業効果については、これまでに本事業に関わった県、市(日町)担当者から聴き取りを行ったところ、サルの接近を事前に察知する効果は認められたものの、地区住民の高齢化等に伴い事前に察知することができても追いつき等に対応できない等の問題が明らかになった。加えて、近年では野猿群の生息域が移動したため、アラームが鳴ることも無くなり、現在では当該システムが有効に稼働しているとは言い難い状況となっていることを確認した。 このことを踏まえ、機器の耐用年数も経過していることから、現在、郡上農林事務所にて廃棄処分の手続を行っているところである。 指導のあった2点については、当時の担当者相互における処理の必要な事務に係る確認不足や組織替え、人事異動等の際の引継ぎの不徹底が原因であると推測される。そのことから、今後は他の事業についても同様の問題が起きないように、事業の実施要領や市町村、農林事務所等への通知等とともに、事業担当者のみでなく係長等も含め異動の際の事務引継ぎ等において 	<p>郡上農林事務所</p>	<p>旧農林商工部農林水産局農業構造改善室(現農政部農村振興課)と旧郡上郡八幡町(現郡上市)との間で平成15年度から実施された「サル接近警戒システム実証実験」において、次の事項が認められたので、事業の必要性、有効性及び効率性の観点から事業効果等を検証し、今後は、より効果的に事業が実施されるよう、適切に処理されたい。</p> <p>1 実証実験に際し、旧八幡町から旧中濃地域郡上農林商工事務所(現郡上農林事務所)に試験状況に係る報告を提出することとなっていたが、監査において報告書の提出が確認できなかった。</p> <p>2 物品の現物実査において、旧農業構造改善室から旧八幡町へ貸与の上、同町地内に設置されたサル接近警戒システム受信機及び付属機械計3台について、使用状況を確認することなく当該機械の貸与を継続していた。</p>	<p>郡上市へ貸与し、同市内に設置していた「サル接近警戒システム受信機及び付属機械」計3台については、平成26年3月31日に貸与期限が終了したため、平成26年6月の現物実査実施後平成26年8月8日に郡上市より返却の申出があったので、不用品の手続を取り平成27年1月23日に廃棄した。</p>
<p>農村振興課</p>	<p>2 旧農業構造改善室から旧八幡町へ貸与の上、同町地内に設置されたサル接近警戒システム受信機及び付属機械計3台について、実証実験の成果に係る検証を行わないまま、漫然と事業を継続していた。</p>	<p>畜産研究所</p>	<p>施設看板取替え及び書換えに係る支出事務において、短期間に同一の債権者から複数に分けて調達していたものがあつた。これを集約</p>	<p>当該支出事務を踏まえ、毎月の職員会議等の機会に、岐阜県会計規則及び同取扱要領等の理解の周知徹底を図っている。今後、修繕等に係る支出事務にお</p>	

	<p>について一層の徹底を図ら れたい。</p>	<p>止啓発に努めている。</p>
<p>都市建設部</p>		
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>公共交通課</p>	<p>株主優待券売却に係る現金 収納事務において、出納 員が現金を引き継いだに も かかわらず、現金（証券） 領収証書原符の引継欄に記 載（引継年月日及び引受者 印）がなかったため、今後 は適正に処理されたい。</p>	<p>今後、現金収納事務において、現 金収納者が出納員に現金を引き継ぐ 際、双方の職員と現金収納者の上席 の者が現金（証券）領収証書記載内 容について確認を徹底し、適正な事 務処理を図ることとする。</p>
<p>街路公園課</p>	<p>公有財産の貸付に伴う収 入事務において、収入科目 を財産収入とすべきところ、 諸収入としていたため、今 後は適正に処理されたい。</p>	<p>公有財産の貸付に伴う収入事務に おいて、平成26年度も収入科目を諸 収入としていたため、平成26年度3 月補正で収入科目を財産収入に更正 し、適正に処理する。 他の収入事務についても、収入科 目に誤りがないかどうか再度確認を 行った。</p>
<p>東濃建築事務 所</p>	<p>建築基準法第12条に基づ く定期報告事務において、 特殊建築物の所有者等は定 期に、その建築物の建築設 備等の状況について安全上 支障がないことを確認する ため、専門技術を有する資 格者に調査をさせ、その結 果を建築事務所に報告しな ければならないことになっ ている。報告時期が平成25 年になっていない報告書の提 出状況を確認したところ、 報告対象数81件のうち25件 が確認時点（平成26年5月</p>	<p>平成26年対象施設のうち報告書が 未提出で督促を行っていなかった23 施設については、平成26年6月12日 付け督促書により通知した。今後は、 岐阜県建築物等定期報告関係事務処 理要領に基づき督促等の実施を徹底 する。 また、建築物防災週間（年2回） において対象施設に対する報告要請 を行う等、定期報告制度の普及啓発 活動を強化し、報告書の提出につい て一層の促進を図る。</p>
<p>振興局</p>		
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>飛騨振興局</p>	<p>公務中の1件の交通事故 について、損害賠償金とし て10,600円の費用負担が発 生し、また、修繕料844,58 3円（うち相手方負担分760, 124円）が支払われていた ので、職員の交通事故防止 について一層の徹底を図ら れたい。</p>	<p>当該事故の発生を受け、局内の定 例課長会議において交通事故防止を 取り上げ、各課長から専門職や雇 員を含めた全職員に対して安全運転 意識の徹底を図るとともに、事故を 起こした職員に対しては担当係長及 び課長より注意指導し、安全運転を 心掛けるよう促した。 また、高山警察署の交通課長を講 師に迎え飛騨総合庁舎内の職員を対 象とした交通安全研修会を開催し、 職員に交通安全意識の徹底を図った。 さらに、総合庁舎の職員を対象と した高速道路の交通安全に関する研 修会をNEXCO中日本に依頼し平 成26年12月11日に実施した。 今後も定期的にこのような研修会</p>
<p>27日）において提出されて いなかった。また、岐阜県 建築物等定期報告関係事務 処理要領第4条では報告書 が提出期限までに提出され ない場合は、報告者に対し 速やかに報告するよう、督 促書により通知することと なっているが、報告書の提 出がない125件のうち、23件 について督促が行われてい なかったため、速やかに措 置するとともに、定期報告 制度の普及啓発活動の強化 を図るなど、法に基づき報 告書の提出について一層の 促進を図られたい。</p>		

		等を開催し、交通事故防止に努める。	
教育委員会			
機関名	監査結果	講じた措置	
教育総務課	物品の処分事務において、不用決定の手続きを行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項については、平成26年6月27日付けで物品処分等調書を作成し、物品一覧表から削除した。今後、廃棄する物品の確認に当たっては、会計員や出納員等、複数人によるチェックを徹底し、手続に遺漏のないよう、岐阜県会計規則及び岐阜県会計規則取扱要領を遵守し、適正な処理に努める。	
教育研修課	物品の処分事務において、不用決定の手続きを行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項については、平成26年4月1日付けで物品処分等調書を作成し、物品一覧表から削除した。岐阜県会計規則等の遵守徹底を図り、今後は、事務担当者、事務担当者以外の管理調整係員及び出納員が、規定の処理手続に留意し、適正な物品管理事務の実施に努める。	
学校支援課	岐阜県産業教育振興会事業費補助金の交付事務において、補助金交付要綱等で交付決定前の事業者手は認められていないにもかかわらず、交付決定を待たずに事業の一部が実施されていたので、今後は適正に処理されたい。	岐阜県産業教育振興会には、平成27年2月10日付け「岐阜県産業教育振興会事業費補助金の交付申請について」で、事業者手前に交付申請書を提出し、交付決定後に着手するよう指導した。	
岐阜教育事務所	修学旅行引率指導に係る特殊勤務手当の支給事務において、特殊勤務実績簿の作成漏れにより、教育職員手当1件10,200円が支払不足となっていたので、速や	支払不足となっていた教職員手当については、平成27年2月20日に支払った。当該校に対しては、事務処理が適正に行われるよう通知した。各学校には、平成27年3月13日付け岐阜第	
		岐阜高等学校	かに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムを更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出しなかった。	1366号「給与事務における注意事項について」の中で、本事例を基に手当の支給に伴うチェック項目を示し、適正な事務処理を行うよう周知した。
		学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。	図書管理用パソコンシステムの更新により、新たに学校間総合ネットワークに接続することになったパソコンについては、平成26年6月20日に所管課である教
		岐阜北高等学校	図書管理用パソコンの学校間総合ネットワークへの接続については、平成26年4月26日に所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年7月29日に承認を受けた。今後、パソコンを導入する際には、情報化推進担当者と会計職員が連携を密にするようチェック体制を強化した。
		長良高等学校	図書管理用パソコンシステムで使

	<p>ネットワークに接続していいので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>育研修課に接続申請を行い、平成26年6月24日承認を受けた。 なお、学校間総合ネットワークの接続手続に遺漏のないよう、職員会議において「学校間総合ネットワーク利用規定」について周知徹底するとともに、今後は、パソコンを購入する際は、情報化推進担当者と会計担当者が連携を密にするようチェック体制の強化を図った。</p>	<p>にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなった教育情報ネットワーク端末について、ネットワークからの切断届を提出していいなかった。</p>	<p>情報管理担当者を始め全職員を対象に学校間総合ネットワーク利用規定を周知徹底した。</p>
<p>加納高等学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムを更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により利用停止することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していいなかった。</p>	<p>図書管理用パソコンシステムのパソコンに係る学校間総合ネットワークへの接続申請及び切断届については、所管課である教育研修課へ平成26年8月12日に行い、平成26年8月14日に承認を受けた。 今後は、学校間総合ネットワークの接続手続について遺漏のないよう「学校間総合ネットワーク利用規定」について、随時、全職員に周知徹底するとともに、パソコンを購入する際には、情報化推進担当者と会計職員が連携を密にするようチェック体制を強化すると同時に接続申請、切断届を付して決議を受けることとした。</p>	<p>物品の現物実査実施要領に基づき平成25年度の現物実査において、現物と物品一覧表との突合ができない物品が499件（取得価格計37,513,249円）あったので、原因を究明し速やかに措置することともに今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成25年度の現物実査において、物品一覧表の所在場所のない物品については、物品一覧表から除去漏れと判断したため、不突合が発生した。 平成26年度の現物実査を平成27年3月まで延長し、平成26年12月12日に開催した職員会議にて備品管理の在り方と現物実査の具体的な実施方法について、職員全員に周知徹底を図ってから実施した。その結果、平成25年度の現物実査で除去漏れとして判断していた499件についても再度確認したところ、すべて以下のとおり判明し適正に措置した。 ・ 通常使用確認（所在場所等変更登録） 47件 ・ 通常使用確認（消耗品に分類換） 337件 ・ 耐用年数経過等による劣化・破損のため廃棄 111件 ・ 同じ物品が重複登録されていたため抹消 4件 今後の適正な物品管理のため、事務室に物品台帳や現物実査時の資料が閲覧できる場所を設置し、常に確認できるように整えた。また、平成27年3月6日に開催した職員会議にて、次の2点を徹底するよう伝達した。 1 備品の破損等が発生、発見した場合は、速やかに事務部に報告する。</p>
<p>岐阜総合学園高等学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムの更新並びに中古ノートパソコン及び外部記憶装置の導入により新たにネットワーク接続することとなったパソコン等について、接続申請前</p>	<p>図書管理用パソコンシステムの更新並びに中古ノートパソコン及び外部記憶装置の導入により、新たに学校間総合ネットワークに接続することになったパソコンについては、平成26年6月9日に、同更新により処分することとなったパソコンに係る当該ネットワークからの切断届の提出とともに、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年7月1日に承認を受けた。 今後、適正な事務処理をするため、</p>		

各務原高等学校	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムのパソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>2 備品を移動させた場合は、事務室の備品台帳にその旨記載する。</p>	<p>図書管理用パソコンシステムのパソコンの学校間総合ネットへの接続については、所管課である教育研修課へ平成26年3月5日に接続申請を行い、平成26年3月24日承認を受けた。</p> <p>今後は、情報化推進担当者が中心となって、随時「学校間総合ネットワーク利用規定」を全職員に周知徹底し、学校間総合ネットの接続手続に遅漏がないようするとともに、パソコン等の購入に伴う学校間総合ネットワークの際は、情報化推進担当者と会計職員が連携を密にすることで、ネットワーク接続手続のチェック体制を強化した。</p>
各務原西高等学校	<p>消耗品購入に係る支出事務において、短期間に同一の価格から複数に分けて購入していたものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。</p>	<p>物品購入に当たっては、教員と連携を密にして計画的な発注を行い、金額の多少にかかわらず電子調達システムを利用して、経済的な調達に努めることを周知徹底した。</p> <p>また、今後は会計員、出納員とも物品購入の情報共有してチェック体制の徹底を図り、再発防止に努める。</p>	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>
岐阜各務原高等学校	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。</p>	<p>図書管理用パソコンシステムの更新により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについては、所管課である教育研修課へ平成26年4月11日に接続申請を行い、平成26年4月30日に承認を受けた。また同更新により処分することとなったパソコンに係る当該ネットワークからの切断届は平成27年1月5日に提出した。</p> <p>また、学校間総合ネットワークの接続手</p>	<p>2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出しなかった。</p>
本巣松陽高等学校	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。</p> <p>2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出しなかった。</p>	<p>図書管理用パソコンシステムの更新により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについては、平成26年8月28日に、同更新により処分することとなったパソコンに係る当該ネットワークからの切断届の提出とともに、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年9月9日に承認を受けた。</p> <p>今後は、学校間総合ネットワークのネットワークの接続手続について遅漏のないよう、「学校間総合ネットワーク利用規定」について、全職員に周知徹底するとともに、パソコン導入などによりネットワーク接続が必要などときには、情報化推進担当者と会計職員が連携を密にしようチェック体制を強化した。</p>	<p>順について遅漏が生じないよう職員会議で「学校間総合ネットワーク利用規定」の内容を周知徹底するとともに、購入、管理換え等で新たにパソコンを導入する際には、情報化推進担当者と会計職員が相互けん制できるように納品やネットワーク接続に関する情報を共有できる体制とした。</p>
岐阜農林高等学校	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した教職員用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導の案件については、所管課である教育研修課へ平成26年6月5日に接続申請を行い、平成27年1月19日に許可を受けた。</p> <p>今後は、購入したパソコンを学校間総合ネットワークに接続する場合は、あらかじめネットワーク接続申請をして許可を受けることを徹底するとともに、ネットワーク接続機器の適正な管理に努める。</p>	<p>理科実験実習資料作成用パソコン及び校内LANネットワーク</p>
山県高等学校	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務に</p>		

	<p>において、新たに購入した理科実験実習資料作成用及び校内LANネットワーク用のパソコン計2台を接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>については、所管課である教育研修課へ学校間総合ネットワークへの接続申請を平成26年8月18日に行い、平成27年1月21日に承認を受けた。 今後、新規パソコン購入時には、ネットワーク接続申請し、承認後に接続するように情報化推進職員と会計職員との連携を密にし、チェック体制を強化した。また、新たにパソコンを購入した際は、校内LANに接続する前に必ず接続申請を行うよう職員会議で周知徹底した。</p>	<p>羽島高等学校</p>	<p>行政財産の目的外使用許可に係る収入事務において、収入科目を(款)使用料及び手数料とすべきところ(款)財産収入としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項については、職員に対し、十分な注意を払って事務執行するよう指導し、複数の職員による確認を徹底した。 今後は、収入事務を行う際に、収入金の内容を十分確認し、担当者・係員・出納員によるチェックを強化し、適正な収入科目で手続を行う。また、会計事務全体について関係制度の理解を深め、所属内における確認体制の強化を図り、今後はこのようなことがないよう努める。</p>		<p>物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該物品の不用決定の手続は、平成26年6月13日に完了済みである。今後は、物品を廃棄する際は十分な確認をし、担当者・係員・出納員によるチェックを強化し、必要な手続を怠ることがないようにする。 また、物品管理事務全体について、職員全員が適正な管理に努めるよう関係制度への理解を深め、所属内における事務処理の確認体制の強化を図り、今後はこのようなことがないよう努める。</p>	<p>岐阜工業高等学校</p>	<p>消防用設備保守点検業務に係る委託契約事務において</p>	<p>1 作動式スモット型感知器に限らず、全ての機器について、委託業</p>
	<p>て、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 点検が必要な差動式スモット型感知器について、実際の数量及び設置場所が正確に把握されておらず、仕様書に適切な数量及び設置場所が記載されていないかった。 2 点検結果報告について、受託業者から仕様書に記載された数量と異なる数量で報告されていたにもかかわらず、そのまま報告を受理していた。 3 監査において確認したところ、実際の設置数は仕様書の数量と報告書の数量のいずれとも異なっており、消防法に基づき消防長への報告が実際の設置数とは異なる数量で行われていた。</p>	<p>者立会いの下、再度数量及び設置場所を確認し、設置場所を記載した図面を作成した。 2 今後は、上記1で確認した数量(変更のあった場合は変更後の数量)と点検結果報告を必ず確認し受理することとする。 3 上記1のとおり、再確認した結果に基づき、学校長と業者の間で「委託業務変更契約」を行い、その結果に基づき、平成26年度前期の点検を行った。 平成25年度の消防長への報告に対する訂正については直近の報告書が正確であれば、訂正する必要はない旨「羽島郡広域連合消防本部」に確認している。 機器の取替がほぼ毎年発生することから、今後は仕様書の数量と報告書の数量を複数の事務職員により確認するチェック体制を確立する。</p>	<p>大垣北高等学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 更新により新たに接続することとなった図書管理用パソコンシステムのパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により利用停止することとなった図書管理用パソコンシステムのパソコン</p>	<p>更新により、新たに学校間総合ネットワークに接続することとなった図書管理用パソコンシステムのパソコンについては、平成26年7月4日に、同更新により処分することとなったパソコンに係る当該ネットワークからの切断届の提出とともに、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年7月7日に承認を受けた。 今後は、学校間総合ネットワークの接続手続について遺漏のないよう、「学校間総合ネットワーク利用規定」において、全職員に周知徹底を図るとともに、パソコンを導入する際には、情報化</p>						

大垣南高等学校	<p>パソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していません。</p>	<p>推進担当者と会計担当者が連携を密にするようチェック体制を強化した。</p>	大垣養老高等学校	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していません。 	<p>図書管理用パソコンシステムのパソコンの学校間総合ネットワークについては、平成26年8月28日に所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年9月3日に承認を受けることにも、処分することとなったパソコンのネットワークからの切断届は、平成26年10月20日に提出した。</p> <p>今後は、学校間総合ネットワークの接続手続について遺漏のないよう、「学校間総合ネットワーク利用規定」について、随時、全職員に周知徹底することにも、パソコンを導入する際には、情報化推進担当者と会計職員が連携を密にするようチェック体制を強化した。</p>
大垣西高等学校	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により利用停止することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していません。 	<p>図書管理用パソコンシステムの更新により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについては、平成26年8月26日に、同更新により処分することとなったパソコンに係る当該ネットワークからの切断届の提出とともに、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年9月8日に承認を受けた。</p> <p>今後は、学校間総合ネットワークの接続手続について遺漏のないよう、「学校間総合ネットワーク利用規定」について、全職員に周知徹底を図るとともに、パソコンを導入する際には、情報化推進担当者と会計担当者が連携を密にするようチェック体制を強化した。</p>	不破高等学校	<p>旅費事務において、用務先を誤った旅行命令を行っていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>旅行命令を是正したところ、支払不足となった旅費については、平成26年12月10日に支払った。</p> <p>今後は、旅費担当者、係員、出納員が旅費制度を十分理解してチェック体制を徹底し、旅費計算事務に当たっては旅行行程を精査し適正に支給するよう努める。</p>

<p>2 更新により利用停止することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。</p>	<p>学校間総合ネットワークのネットワークの管理事務において、新たに購入した教育用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>教務用パソコンのネットワークの接続については、所管課である教育研修課へ平成26年9月1日に接続申請を行い、平成26年9月3日に承認を受けた。 今後は、学校間総合ネットワーク利用規定を遵守し、接続手続に遺漏のないよう、情報化推進担当者と会計職員との連携を密にして校内のチェック体制を強化した。</p>	<p>多治見北高等学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムのパソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>新たに学校間総合ネットワークに接続することとなった図書管理用パソコンシステムのパソコンについては、所管課である教育研修課へ平成26年6月9日に接続申請を行い、平成26年6月11日に承認を受けた。 今後、同様の誤った手続を行わないうよう、全職員に「学校間総合ネットワーク利用規定」について周知徹底するとともに、パソコンを導入する際には、情報化推進担当者と会計職員が連携を密にするようチェック体制を強化した。</p>
<p>中津川工業高等学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、新たに購入したコンピュータ実習室用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成26年5月29日に所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年6月3日に承認を受けた。 今後は、学校間総合ネットワーク接続手続において遺漏のないよう、職員会議において「学校間総合ネットワーク利用規定」について周知徹底するとともに、パソコンを導入する際には、情報化推進担当者と会計職員が連携を密にするようチェック体制の強化を図る。</p>	<p>斐太高等学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。</p>	<p>図書管理用パソコンシステムの更新により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについては、平成26年10月6日に、同更新により当該ネットワークから切り離すこととなったパソコンに係る切断届の提出とともに、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年10月7日に承認を受けた。 今後は、パソコンを更新する際には、情報化推進担当者と会計担当者の連携を密にするとともに、学校間総合ネットワーク利用規定を遵守するよう全職員に周知徹底を行った。</p>
<p>坂下高等学校</p>	<p>消耗品購入に係る支出事務において、同一日に同一の価格から複数に分けて購入しているものがあつた。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できる可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。</p>	<p>物品を調達する際は、物品の種類や納期等により集約のうえ、基本的に毎週火曜日を開札日として電子調達システムを利用して発注することとした。 また、あらかじめ計画を立てて、必要な物品の数量を把握し一括して発注するよう心掛け、年間を通じて効率的な予算執行に努める。</p>	<p>飛騨高山高等学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムの更新及び実習用パソコンの追加配備により新たにネットワーク接続することとなったパ</p>	<p>図書管理用パソコンシステムの更新により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについては、平成26年9月16日に、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年9月29日に承認を受けた。同更新により処分することとなったパソコンに係る当該ネットワークからの切断届は平成26年10月7日に提出した。</p>

<p>高山工業高等学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、新たに購入したパソコン10台及び情報機器2台を接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>また、実習用パソコンの追加配備により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについては、平成26年10月14日に、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年11月4日に承認を受けた。今後は、学校間総合ネットワークの接続及び切断手続に遺漏のないよう、「学校間総合ネットワーク利用規定」について、随時、全職員に周知徹底するとともに、パソコンを導入する際には、情報化推進担当者として担当会計職員が連携を密にし再発防止に努める。</p>	<p>年2月28日に会計管理者と教育長に事故報告を行った。 今後は、事務処理体制を見直し、かかることのないよう物品管理の適正化に向けて取り組むこととした。 1 備品管理の校内ルールを定め、各職員の役割とその責任を明確にする。同時に、年度当初に校内研修会を開催し、全職員に当該ルールの周知徹底を図ることとした。 2 物品保管場所ごとに物品リストを掲示した。 3 物品保管場所を移動する際は、使用者から書類による伺いを提出させてから行うこととした。</p>
<p>岐阜豊学校</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 更新により新たに接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。</p>	<p>学校間総合ネットワークに新たに接続することとなったパソコン他11台については、所管課である教育研修課へ平成26年3月27日に接続申請し、平成26年3月28日に承認を受けた。今後は、学校間総合ネットワークの接続手続について遺漏のないよう、「学校間総合ネットワーク利用規定」を随時、全職員に周知徹底するとともに、情報機器を導入する際には、情報化推進担当者として導入担当者が連携を密にするようチェック体制を強化した。</p>	<p>更新により新たに学校間総合ネットワークに接続することとなったパソコンについては、平成26年7月9日に、同更新により処分することとなったパソコンに係る当該ネットワークからの切断届の提出とともに、所管課である教育研修課へ接続申請を行い、平成26年7月29日に承認を受けた。今後は、学校間総合ネットワークの申請手続等遅延することのないよう、全職員に「学校間総合ネットワーク利用規定」について周知徹底するとともに、パソコンを導入する際には、情報化推進担当者として会計職員が連携を密にするようチェック体制を強化した。</p>
<p>岐阜県立高等学校</p>	<p>物品の現物実査実施要領に基づき平成25年度の現物実査において、現物と物品一覧表との突合ができない物品が213件（取得価格計2,392,591円）あったので、原因を究明し速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成25年6月から平成26年12月にかけて現物実査を全職員体制で実施した結果、最終的に96件（取得価格計11,769,118円）が突合できなかった。関係職員の聞き取り調査や存在する会計関係書類から、相当以前から不突合状態にあったものと考えられたが、個々の物品ごとの経緯、不突合原因は確認できなかった。このため、全て亡失したものと処理することとし、そのうち取得価格5万円以上の物品については、岐阜県会計規則第203条に基づき、平成27</p>	<p>印刷機消耗品（インク、フラスター）単価契約及びバスケットバス椅子固定装置修繕の2件の契約事務において、随意契約を締結するにあたり事前決裁時に必要とされる「随意契約を締結することができる場合に該当する」とあるが、平成26年度は随意契約を締結するに当たり、事前決裁時に必要となる「随意契約を締結すること」が「説明書」を必ず作成し、事前決裁書に添付している。今後は、事務処理体制を見直し、か</p>

	<p>ることの説明書」を意図的に作成していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>かるとのしないよう適正に処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職場研修を実施し、独自判断による不適正な事務処理等の発生がないよう、職員相互の会計知識の理解・習得に努める。 2 会計担当者は、岐阜県会計規則等に則っているか、独自の解釈を行っていないか判断に迷う場合は、職員相互、会計担当部局と相談・協議を行い、根拠を明確にしたうえで決裁を行う。 3 会計事務研修等に積極的に参加し、正しい知識習得に努める。 4 会計書類の精査、決裁審査の厳正化など、担当係員と出納員で再度確認する等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
<p>郡上特別支援学校</p>	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した職業教育実習用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該パソコンについては、平成26年6月4日に教育研修課へ接続申請し、平成26年7月29日に許可を得た。今後は、学校間総合ネット利用規定を理解、確認し処理を行うよう周知徹底するとともに、担当者及び関係職員が同規定の処理手続を常に留意し、適正な処理に努める。</p>
<p>東濃特別支援学校</p>	<p>消耗品購入に係る支出事務において、同一日に同一の債権者から複数に分けて購入しているものがあった。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できる可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。</p>	<p>指導事項については、職員に対し、適正な調達を行うよう指導徹底した。今後、再発防止に向け、下記防止策を校内に周知し取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員各自が事務分掌を再確認するとともに、全体で事務の進捗状況を確認する。また、分掌事務外についても随時理解を深めることにより、けん制機能が発揮できるようにする。 職場内の情報共有が円滑に行えるよう、風通しの良い職場環境を

創出（声かけ等）。

警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
<p>運転免許課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として55,138円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対して、事故当時の状況を聞き取り、事故防止のために必要な安全確認等を指導した。全職員に対しては交通事故防止について課例会及び幹部会議において、県下の公用車事故事例等に基づき同乗者を含む安全確認の徹底を具体的に指示したほか、その後の課例会等においても資料等を活用した交通事故防止教育を行い、交通安全意識の高揚並びに再発防止の徹底を図っている。</p>
<p>北方警察署</p>	<p>保管していた証拠品車両を職員が移動する際に損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金18,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>幹部会議において、単に車両を移動させる際にも確実に誘導員を配置し、事故防止に努めるよう指示した。また、朝会時には、副署長、警務課長から署員に対して当該事案を挙げながら安全確認方法、誘導員の配置、誘導方法など交通事故防止と証拠品の取扱いはについて指導した。</p>
<p>多治見警察署</p>	<p>公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として181,368円の費用負担が発生し、また、修繕料225,613円（うち相手方負担分180,490円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長が、交通事故の原因、安全確認の必要性及び交通事故の発生に及ぼす影響について個別指導を実施するとともに、朝会時に、全職員に対して署長、副署長及び警務課長が交通事故事例を挙げて、適切な車間距離の保持、車両後退時における側乗者による誘導を徹底したほか、天候及び道路状況にあわせた具体的な注意事項を指示した。また、若手職員に対する夜間等の</p>

		<p>運転訓練を実施して、運転技能を向上させつつ、交通事故防止意識の高揚を図った。</p> <p>今後、朝会等において、署長、副署長及び警務課長から、安全確認、側乗者の責務等の指導教養を引き続き行い、交通事故防止の徹底を図る。</p>
--	--	---

その他

機関名	監査結果	講じた措置
出納事務局	<p>岐阜県財政調整基金、岐阜県卓県債管理基金、岐阜県卓県有施設整備基金、岐阜県卓県有建物再建準備基金及び岐阜県委託費職員退職手当基金の管理事務において、年度途中に発生した運用益を直ちに基金に積み増さず一般会計で管理し、発生した運用益がその後の運用に反映されない結果となっていたので、今後は経済性を考慮した運用に留意されたい。</p>	<p>今後の支払資金残高の推移も勘案し、より経済性を考慮した上で積み増しを行うよう、関係機関との調整を図る。</p>

4 監査結果（検討事項）に基づき講じた措置
環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
環境管理課	<p>平成25年度に執行された「岐阜県内での自転車活用提案モデル実証事業補助金」について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。</p>	<p>本件については、事業の要綱策定及び補助事業者における準備に時間を要したこと、補助事業者の実施方法では、参加店舗・自転車利用者にとって、より多くのアンケートを回収（提出）するだけのインセンティブ</p>

<p>1 補助事業において3つのモデル実証事業を実施し計190名の参加を見込んでいたが、実際には3事業で計25名しか参加していなかった。特に計画上120名の参加を予定していた地域内移動のため利用拡大についてのモデル実証事業は実際には2名しか参加者がいなかった。</p> <p>2 補助事業者からアンケート調査結果を徴取していたが、参加者が少ないため、事業効果の適切な分析、検証を行うだけのサンプル数が十分確保されていないかった。</p> <p>3 当該補助事業は飛騨地域において9月から12月にかけて実施されていたが、この時期では翌年度の事業へ反映するにあたって事業効果が分析するには十分な期間が確保できず、そもそも飛騨地域で事業を実施するには時期が適当ではなかった。</p> <p>以上のことから、今後は事業の企画・立案に際しては、効果的な実施手法や実施後の事業効果の分析、検証が適切に行われるよう検討されたい。</p>	<p>アとはならず、想定していた利用者（アンケート回答者）数が集められなかったことから、結果的に補助事業の一部において事業効果を分析・検討するだけのサンプル数を欠くに至った。</p> <p>今後は、事業実績が計画どおり得られるよう、企画・立案段階において実現可能性やスケジュール等を十分検討するとともに、必要に応じて前年度から準備を始めるなど、事業実施の進捗管理を図り事業効果を高められるよう努めることとする。</p>
---	---

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
子ども家庭課	<p>本年7月に公表されたDV（配偶者からの暴力）被害者避難事業における情報漏えい問題について、児童手当に関する事務の適正化を図ることはもちろんのこと、他の事務でも起こり得る問題であることに鑑み、文書管理を厳格に行うとともに、県及び市町村における想定される事務の所管部署と連携し、DV被害者の保護に万全を期すための措置を検討されたい。</p>	<p>DV通知については、専用の台帳を作成し、文書を收受する者と処理する者を明確に分け、ダブルチェックする体制とし、進捗状況については係長が定期及び随時に確認することと、事務処理が遅延することがないよう再発防止を行っている。また所属全体の対応として、個人情報保護や事務処理の適正化を徹底することとし、收受印の押印、文書管理システムの利用など公文書の適正な管理について、文書により周知徹底したほか、個人情報や公文書の適正な管理についての研修を行った。市町村に対しては、住民基本台帳システムへの支援措置情報が児童手当システムに反映されるようシステム上の対応をお願いしたほか、児童手当の関係部局と住民基本台帳を取り扱う部署との連携を密にとり、支援措置の見落としがないよう、DV被害者の個人情報保護等の徹底を指示した。</p> <p>さらに、2年に1回、全市町村に対し実施している児童手当市町村監査において、DV事業における関係課の連携状況と現況届の事務処理について点検することとした。</p>
農政部		
機関名	監査結果	講じた措置
農産園芸課	<p>元気な農業産地構造改革支援事業の採択要件となっている産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)</p>	<p>元気な農業産地構造改革支援事業実施要領第3 2 (2)及び(3)において、農林事務所長は、産地計画について、事業の採択要件を満たし内容</p>
<p>の認定について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 当該補助事業の実施において、事業実施主体は、あらかじめ産地計画を作成する必要があり、補助事業による効果を数値的に表すものとして、翌々年度の目標値を設定することとなっている。</p>		<p>が適切であるか、及び産地計画の達成が見込まれるかを確認するよう規定しており、各農林事務所長に対し、産地計画における目標指標等の確認に当たっては、事業実施主体や補助事業者に対し、必要に応じて現状数値や目標数値の根拠を聞き取るなど、事業内容の確認を的確に行うよう改めて文書通知した。</p>
<p>しかし、揖斐農林事務所が設定した産地計画の内容を確認したところ、機械導入による生産面積の拡大など、現状値から拡大する目標値が設定されていたも、当該現状値が誤っていたため、当初の目標の設定が適切に行われておらず、事業の達成状況が正確に確認できない状況となっていた。</p>		
<p>誤った産地計画が認定された要因は、産地計画が揖斐川町を経由して農林事務所に提出されており、農林事務所が町において産地計画の内容が確認されていると思いつき、その根拠を確認していなかったことにある。このような事態は、他の農林事務所においても見られたことから、産地計画の内容が正しく記載されているかについて確認することを実施要領等において明確にするなど、正しい産地計画のもとで適切に補助事</p>		

	<p>業が実施されるよう検討されたい。</p>												
<p>林政部</p>													
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1204 134 1252 347">機関名</th> <th data-bbox="1204 347 1252 660">監査結果</th> <th data-bbox="1204 660 1252 1075">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1157 134 1204 347">林政課</td> <td data-bbox="1157 347 1204 660"> <p>森林文化アカデミーの施設運営について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 森林文化アカデミーの施設は木造であり、平成13年4月に設置されてから相当程度、年数が経過していることから、平成26年度から28年度に集中して修繕することとしている。修繕にあたって県は森林文化アカデミーの施設について「今後ともすべて活用する前提で維持補修を行う。」としており、すべての施設について今後も継続して維持していく方針としている。 森林文化アカデミーには附属施設として森のコーナジが設置されており、短期研修の受講者、生涯学習講座の参加者及び講師が宿泊に利用している。森のコーナジの利用状況は年間3割程度であるが、維持管理費は県費負担となっている。また、夜間は管理者が配置されており、夜間は管理者が配置されおらず、機械整備の対象となっていないことから、管理上の課題もある。 森のコーナジのうちウツ</p> </td> <td data-bbox="1157 660 1204 1075"> <ul style="list-style-type: none"> 森林文化アカデミーで、平成26年度中の策定を用途に進めているアカデミー改革案で示す教育方針等の内容を踏まえ、平成27年度に施設の利用方法等を検討する。 平成27年度に計画していたコーナジ施設の修繕については、平成28年度に計画を先送りし、それまでは危険箇所への立入規制や部分補修により対応する。 </td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	林政課	<p>森林文化アカデミーの施設運営について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 森林文化アカデミーの施設は木造であり、平成13年4月に設置されてから相当程度、年数が経過していることから、平成26年度から28年度に集中して修繕することとしている。修繕にあたって県は森林文化アカデミーの施設について「今後ともすべて活用する前提で維持補修を行う。」としており、すべての施設について今後も継続して維持していく方針としている。 森林文化アカデミーには附属施設として森のコーナジが設置されており、短期研修の受講者、生涯学習講座の参加者及び講師が宿泊に利用している。森のコーナジの利用状況は年間3割程度であるが、維持管理費は県費負担となっている。また、夜間は管理者が配置されており、夜間は管理者が配置されおらず、機械整備の対象となっていないことから、管理上の課題もある。 森のコーナジのうちウツ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林文化アカデミーで、平成26年度中の策定を用途に進めているアカデミー改革案で示す教育方針等の内容を踏まえ、平成27年度に施設の利用方法等を検討する。 平成27年度に計画していたコーナジ施設の修繕については、平成28年度に計画を先送りし、それまでは危険箇所への立入規制や部分補修により対応する。 	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="885 1164 933 1332">機関名</th> <th data-bbox="885 1332 933 1646">監査結果</th> <th data-bbox="885 1646 933 2105">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1164 885 1332">教育総務課</td> <td data-bbox="837 1332 885 1646"> <p>学校間総合ネットに接続する情報機器の予算管理及び情報管理について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 1 県立学校の監査において、パソコンの配備対象外としている職員に対して、パソコン等の情報機器を学校管理費で独自に調達したり、備品費が不足するため消耗品費で中古パソコンを購入していたりするなど、教育委員会の予算令達の主旨と現地の対応が一致していない状況が見受けられた。 これは、教育委員会各課と県立学校との認識のずれや、学校との予算全体に対しての適正な指導監督が行われていないこと</p> </td> <td data-bbox="837 1646 885 2105"> <p>1 学校管理運営費でパソコン等の情報機器を学校独自で調達することは認められないことを各県立学校に周知するよう教育財務課に指示した。また、各県立学校のパソコン等の情報機器については、導入した所管課ごとの管理を教育研修課での一元管理とし、県立学校が保有する全ての情報機器の保有状況やネットワーク接続状況等の実態調査を教育研修課に指示し現状把握を行った。なお、平成27年度からは、県立学校における校務用パソコンの整備・管理や、学校間総合ネットの保守管理業務などについて、教育研修課から県立学校の財産管理を所掌する教育財務課に移管し、パソコン等の情報機器関連予算、情報管理を一元的に所管するよう組織改正を行った。今後は、会計巡回指導や情報セキュリティ監査の機会を活用し、</p> </td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	教育総務課	<p>学校間総合ネットに接続する情報機器の予算管理及び情報管理について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 1 県立学校の監査において、パソコンの配備対象外としている職員に対して、パソコン等の情報機器を学校管理費で独自に調達したり、備品費が不足するため消耗品費で中古パソコンを購入していたりするなど、教育委員会の予算令達の主旨と現地の対応が一致していない状況が見受けられた。 これは、教育委員会各課と県立学校との認識のずれや、学校との予算全体に対しての適正な指導監督が行われていないこと</p>	<p>1 学校管理運営費でパソコン等の情報機器を学校独自で調達することは認められないことを各県立学校に周知するよう教育財務課に指示した。また、各県立学校のパソコン等の情報機器については、導入した所管課ごとの管理を教育研修課での一元管理とし、県立学校が保有する全ての情報機器の保有状況やネットワーク接続状況等の実態調査を教育研修課に指示し現状把握を行った。なお、平成27年度からは、県立学校における校務用パソコンの整備・管理や、学校間総合ネットの保守管理業務などについて、教育研修課から県立学校の財産管理を所掌する教育財務課に移管し、パソコン等の情報機器関連予算、情報管理を一元的に所管するよう組織改正を行った。今後は、会計巡回指導や情報セキュリティ監査の機会を活用し、</p>
機関名	監査結果	講じた措置											
林政課	<p>森林文化アカデミーの施設運営について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 森林文化アカデミーの施設は木造であり、平成13年4月に設置されてから相当程度、年数が経過していることから、平成26年度から28年度に集中して修繕することとしている。修繕にあたって県は森林文化アカデミーの施設について「今後ともすべて活用する前提で維持補修を行う。」としており、すべての施設について今後も継続して維持していく方針としている。 森林文化アカデミーには附属施設として森のコーナジが設置されており、短期研修の受講者、生涯学習講座の参加者及び講師が宿泊に利用している。森のコーナジの利用状況は年間3割程度であるが、維持管理費は県費負担となっている。また、夜間は管理者が配置されており、夜間は管理者が配置されおらず、機械整備の対象となっていないことから、管理上の課題もある。 森のコーナジのうちウツ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林文化アカデミーで、平成26年度中の策定を用途に進めているアカデミー改革案で示す教育方針等の内容を踏まえ、平成27年度に施設の利用方法等を検討する。 平成27年度に計画していたコーナジ施設の修繕については、平成28年度に計画を先送りし、それまでは危険箇所への立入規制や部分補修により対応する。 											
機関名	監査結果	講じた措置											
教育総務課	<p>学校間総合ネットに接続する情報機器の予算管理及び情報管理について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 1 県立学校の監査において、パソコンの配備対象外としている職員に対して、パソコン等の情報機器を学校管理費で独自に調達したり、備品費が不足するため消耗品費で中古パソコンを購入していたりするなど、教育委員会の予算令達の主旨と現地の対応が一致していない状況が見受けられた。 これは、教育委員会各課と県立学校との認識のずれや、学校との予算全体に対しての適正な指導監督が行われていないこと</p>	<p>1 学校管理運営費でパソコン等の情報機器を学校独自で調達することは認められないことを各県立学校に周知するよう教育財務課に指示した。また、各県立学校のパソコン等の情報機器については、導入した所管課ごとの管理を教育研修課での一元管理とし、県立学校が保有する全ての情報機器の保有状況やネットワーク接続状況等の実態調査を教育研修課に指示し現状把握を行った。なお、平成27年度からは、県立学校における校務用パソコンの整備・管理や、学校間総合ネットの保守管理業務などについて、教育研修課から県立学校の財産管理を所掌する教育財務課に移管し、パソコン等の情報機器関連予算、情報管理を一元的に所管するよう組織改正を行った。今後は、会計巡回指導や情報セキュリティ監査の機会を活用し、</p>											
<p>ドレッサ部分は腐食が激しく、踏み抜くなどの危険があることから、大帽に撤去される予定であるが、残存する部分もあり今後も継続的な維持修繕が必要と思われる。 これらのことから、森のコーナジの現状及び施設の目的を再度整理したうえで、今後の利用方針についてあらためて検討されたい。</p>													
<p>教育委員会</p>													

	<p>によるものと考えるので、教育委員会全体の課題として検討されたい。</p> <p>2 学校間総合ネットは生徒の成績を管理するシステムがあるなど個人情報が多く情報漏えいが発生した場合のリスクが非常に高いが、複数の県立学校で管理者である教育研修課の許可を得ることなく学校間総合ネットへの接続が行われている実態があることから、情報管理体制について大きな課題があると考ええる。</p> <p>情報管理に対する教育関係職員への意識向上を含め、教育委員会全体で情報セキュリティ対策について検討されたい。</p>	<p>各県立学校の現状把握に努め、教育委員会各課との連携を強化していく。</p> <p>2 県立学校では、取り扱う個人情報が多いことから「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト」を作成し、平成26年9月22日開催の県立学校校長会議で配布し、個人情報適正な管理について周知徹底した。また、教育研修課には、情報企画課が実施する情報セキュリティ監査に同行し、学校間総合ネットの適正な利用について現地指導を行うよう指示した。</p> <p>さらに、不正接続を防止するため、ネットワーク機器更新時に、不正接続の検知と遮断が可能となるシステムの導入を検討するよう指示した。</p> <p>今後は、教員研修や各種会議の場を活用し、マニュアルの周知徹底や学校間総合ネットの適正な運用について指導を行い、教育委員会全体で情報管理に対する意識向上を図っていく。</p>		<p>現地での対応が一致していない状況が見受けられた。また、教育委員会事務局においても、パソコンを管理する所管課が複数に分かれており、一元化されていない状況が見受けられた。</p> <p>教育財務課においては、教育委員会各課と連携を密にし、予算全体について整理のうえ、県立学校の指導監督を行い、適正な予算執行ができるよう必要な対応を講じられたい。</p>	<p>理費での執行を行わないよう指導し、その都度所管課に連絡のうえ、各課の予算で対応するよう依頼した。</p> <p>消防用設備保守点検業務を外部委託している全県立学校から、平成26年度の消防用設備保守点検委託業務の仕様書を教育財務課に提出させて、平成26年度の消防用設備の現況調査による教育財務課への報告数量とのチェックを行ったところ、多くの学校で誤りが判明した。</p> <p>その後、各学校に対して消防署に提出した平成26年度上半期の点検結果報告書と平成26年度の現況調査報告の数量及び平成26年度の委託契約締結時の仕様書の数量に不一致がないか、再点検を依頼し、実際の数量で教育財務課あて報告するよう通知した。</p> <p>その結果、全県立学校80校中54校で数量の不一致が判明したことから、平成26年10月20日付け教財第518号「消防用設備保守点検業務に係る委託契約事務について（通知）」により、全県立学校長あてに教育財務課長名で通知文書を出し、次年度以降に同様の事案が発生することがないよう周知徹底を図ったほか、数量</p>
<p>教育財務課</p>	<p>学校間総合ネットに接続する情報機器の予算管理について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。</p> <p>県立学校の監査において、パソコンの配備対象外としていた職員に対して、パソコンなどの情報機器を学校管理費で独自に調達したり、備品費が不足するため消耗品費で中古パソコンを購入していたりするなど、教育委員会の予算令達の主旨と</p>	<p>パソコンの学校独自での購入は認められないことは、圏域ごとで開催した事務長会議にて周知し、更に、平成26年10月9日付け教財第488号「平成26年度学校管理運営費（9月補正後）の令達について（通知）」の中で、学校管理運営費を使って学校が独自にパソコンを整備することは認められないことを改めて各県立学校長あてに周知した。</p> <p>また、学校から情報機器の新規購入、更新、修理の要望が教育財務課にあったときは、その事業の所管課がこれに対応するものであり学校管</p>		<p>消防用設備保守点検業務に係る委託契約事務において、昨年度指摘したにもかかわらず仕様書等に示した設備の数量に誤りがあったまま契約を締結していた事案が認められたので、他の学校においても同様の事案が発生することがないよう周知徹底を図るなど、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>消防用設備保守点検業務を外部委託している全県立学校から、平成26年度の消防用設備保守点検委託業務の仕様書を教育財務課に提出させて、平成26年度の消防用設備の現況調査による教育財務課への報告数量とのチェックを行ったところ、多くの学校で誤りが判明した。</p> <p>その後、各学校に対して消防署に提出した平成26年度上半期の点検結果報告書と平成26年度の現況調査報告の数量及び平成26年度の委託契約締結時の仕様書の数量に不一致がないか、再点検を依頼し、実際の数量で教育財務課あて報告するよう通知した。</p> <p>その結果、全県立学校80校中54校で数量の不一致が判明したことから、平成26年10月20日付け教財第518号「消防用設備保守点検業務に係る委託契約事務について（通知）」により、全県立学校長あてに教育財務課長名で通知文書を出し、次年度以降に同様の事案が発生することがないよう周知徹底を図ったほか、数量</p>

	<p>の不一致が判明した学校のうち変更契約が必要な学校については、遅滞なく契約を変更するよう依頼した。なお、平成27年2月末において、該当する全ての学校で変更契約が完了していることを確認した。</p>	<p>学校支援課</p>
<p>教育研修課</p>	<p>学校間総合ネットワークの管理・運用において、学校間総合ネットワーク利用規定に定めるネットワーク接続申請を行うこととなく同ネットワークに接続するなど、複数の県立学校で情報セキュリティに関して不適正な事案が見受けられたので、下記の内容を含めた情報管理体制の強化を検討されたい。</p> <p>1 学校間総合ネットワークへの接続・切断について学校間総合ネットワーク利用規定を適正に運用するよう各学校に周知するなど、情報管理に対する意識改善・強化を図ること。</p> <p>2 各学校が独自に整備したネットワーク機器及び端末についても、学校間総合ネットワークの一部を構成していることから、情報セキュリティ監査を実施するなど、各学校の現状把握及び現地指導を行い、情報セキュリティの向上を図ること。</p>	<p>1 平成26年8月11日に、各県立学校の情報化推進担当者に対して、学校間総合ネットワークに係るパソコンサポート等情報機器の管理の徹底及び関係台帳類の適切な整備についてメール送信し注意喚起するとともに、9月9日開催の校長会代表会、9月22日開催の県立学校校長会議において、各県立学校長に対して、職員に学校間総合ネットワーク利用規定を遵守させるよう指導した。</p> <p>また、9月10日付け教研第401号「県立学校が保有する全てのコンピュータに関する調査について（依頼）」により、各県立学校が保有する全ての情報機器について、保有状況やネットワーク接続状況等を実態調査し、現状把握を行った。</p> <p>今後は、情報化推進担当者研修をはじめ各種教員研修の機会やメール等を活用し、学校間総合ネットワークを適正運用するよう指導を行い、各県立学校の情報管理に対する意識改善・強化を図っていく。</p> <p>2 学校間総合ネットワークの適正利用に関するチェックリストを作成し、情報企画課が実施する情報セキュリティ監査にあわせて、当該職員が、チェックリストによる点検を行い、状況把握のうえ現地指導を行った。</p>
	<p>産業教育に関する設備の処分事務において、不用となった物品を処分する際、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の産業廃棄物に係る規定の適用を受ける場合があるため、不用物品の種類や下取り行為に該当する場合の取扱等について、各学校が取り扱う産業廃棄物として処分できるよう必要な措置を講じられたい。</p>	<p>平成27年1月26日、平成26年度高等学校職業教育関係学科主任等連絡協議会において、産業振興備品としてパソコンを購入した時は、学校間総合ネットワークへの接続に関する申請書を提出するよう指導した。</p> <p>今後は、学校が備品購入の実績報告を提出する際には、学校間総合ネットワーク接続に関する教育研修課の許可書の写しを添付するよう指導するとともに、パソコン購入の決定についても、パソコン購入の決定についての情報を教育研修課に提供し、情報管理体制の強化を図る。</p>
	<p>各県立高等学校関係者を対象とした説明会を平成26年11月5日、10日、13日に開催し、廃棄物の適正処理に関する知識を深めるとともに、判断に迷う場合や疑義のある場合は、事前に県廃棄物対策課に相談し回答を得た後に対応することを徹底した。</p> <p>また、10月以降、各県立高等学校への物品不用決定通知書には、 ・金属等原材料の価値の有無を調査し、価値がある場合は売り払うこと ・原材料としての価値がなく廃棄する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に従い、適正な処分を行うこと の2点について記載し、注意喚起している。</p>	

岐阜県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十七日

岐阜県監査委員 岩 花 正 穂
 岐阜県監査委員 佐 藤 進
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 野 良
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

平成25年度及び平成26年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成25年度行政監査（テーマ監査）

（単位：件）

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A B C
県立学校における物品購入の事務の流れについて	11	10	1	0

2 平成25年度行政監査（事務事業監査）

（単位：件）

事務事業名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A B C
高齢者住宅整備資金貸付金の滞納整理について	10	0	0	10

3 平成26年度行政監査（テーマ監査）

（単位：件）

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A B C
県立学校運営経費における公費の適正執行について	8	0	0	8

平成26年10月1日から平成27年3月31までに知事から通知があったもの

行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成25年度行政監査（テーマ監査）

県立学校における物品購入の事務の流れについて

機関名	監査結果	講じた措置
出納管理課	出納事務局にあっては、学校における会計事務の適正化のため、会計事務巡回指導などの一層の指導強化を図られたい。	従来から教育委員会と合同で学校に対する会計事務の実地検査を行っているが、担当職員を増員し、平成26年度は特に内部けん制機能の強化に着目し、会計書類の流れと進捗管理状況及び電子調達システムの利用状況の確認を重点的に実施した。

岐阜県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から財政的援助団体等種類の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十七日

岐阜県監査委員 岩 花 正 穂
 岐阜県監査委員 佐 藤 進
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 野 良
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成26年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況 (単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置		
				A	B	C
団	出資・出捐団体	9	0	2		7
	指摘事項 補助金等交付団体	2	0	2		0
	指定管理者	1	0	0		1
	計	12	0	4		8
所管機関	出資・出捐団体	18	0	2		16
	指摘事項 補助金等交付団体	3	0	1		2
	指定管理者	6	0	0		6
	計	27	0	3		24
体	出資・出捐団体	0				
	指摘事項 補助金等交付団体	0				
	指定管理者	0				
	計	0				
所管機関	出資・出捐団体	0				
	指摘事項 補助金等交付団体	2	0	2		0
	指定管理者	1	0	0		1
	計	3	0	2		1
所管機関	出資・出捐団体	2	0	1		1
	指摘事項 補助金等交付団体	3	0	1		2
	指定管理者	5	0	0		5
	計	10	0	2		8
所管機関	出資・出捐団体	0				
	補助金等交付団体	2	0	0		2

指定管理者	計		合計
	0	2	
0	2	0	2
54	0	11	43

平成26年10月1日から平成27年3月31日までに知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

- (1) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
下水道課	公益財団法人岐阜県浄水事業公社	果から貸与されていたカラースキヤナー1台及びビデオスコープ1台が破損して、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	指摘事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受けた。 指摘事項については、借受先の流域浄水事務所に対して、現物実査により借用備品一覧表と2物品が突合できなかったことを報告し、再発防止策を提出した。 なお、再発防止策に基づき、平成26年12月25日から2回目の現物実査を行い、借用備品一覧表と突合していることを確認した。 <再発防止策> 1. 日頃から物品の供用(使用)状況を確認す

<p>3 契約の相手方から見積書の提出がないまま、当該委託契約書を締結していた。 4 平成24年度監査結果において指導したにもかかわらず、当該委託契約書に検査に関する記載がなかった。</p>	<p>補助金等交付団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="916 1167 999 1503">所管機関名 (補助金等の名称)</th> <th data-bbox="916 1503 999 1765">団体名 (補助金等の名称)</th> <th data-bbox="916 1765 999 2051">監督結果</th> <th data-bbox="916 2051 999 2098">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 1167 916 1503">スポーツ推進課</td> <td data-bbox="842 1503 916 1765">一般財団法人岐阜卓奥サッカー協会 (コーチ育成強化事業交付金)</td> <td data-bbox="842 1765 916 2051">コーチ育成強化事業交付金において、交付対象外経費を含めて計上していたことにより、交付金11,880円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</td> <td data-bbox="842 2051 916 2098">当該法人において、以下のとおり対応された。過大に受給していた交付金11,880円については、平成26年11月28日に県へ返還した。 今後は交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1167 842 1503">子育て支援課</td> <td data-bbox="451 1503 842 1765">可見市 (岐阜県児童福祉等対策事業補助金(地域子ども・子育て支援事業費補助金))</td> <td data-bbox="451 1765 842 2051">岐阜県児童福祉等対策事業補助金(地域子ども・子育て支援事業費補助金)において、補助対象経費に実支出額を計上すべきところ、補助基準額を計上していたことにより、補助</td> <td data-bbox="451 2051 842 2098">可見市において、以下のとおり対応され、その報告を受けた。 同市は、補助金316,000円を過大に受給していたことを確認のうえ、訂正した実績報告書を平成26年11月6日付けで提出</td> </tr> </tbody> </table>	所管機関名 (補助金等の名称)	団体名 (補助金等の名称)	監督結果	講じた措置	スポーツ推進課	一般財団法人岐阜卓奥サッカー協会 (コーチ育成強化事業交付金)	コーチ育成強化事業交付金において、交付対象外経費を含めて計上していたことにより、交付金11,880円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応された。過大に受給していた交付金11,880円については、平成26年11月28日に県へ返還した。 今後は交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う。	子育て支援課	可見市 (岐阜県児童福祉等対策事業補助金(地域子ども・子育て支援事業費補助金))	岐阜県児童福祉等対策事業補助金(地域子ども・子育て支援事業費補助金)において、補助対象経費に実支出額を計上すべきところ、補助基準額を計上していたことにより、補助	可見市において、以下のとおり対応され、その報告を受けた。 同市は、補助金316,000円を過大に受給していたことを確認のうえ、訂正した実績報告書を平成26年11月6日付けで提出	<p>るとともに、貸付備品の現物実査については、従来どおり毎年6月末までに実施する他、毎年1月末までに供用(使用)状況及び保管状況を確認し、計年2回実施することとする。 2. 前記1の結果により、老朽化や能力の低下、陳腐化により使用しなくなった備品や修理不能となった遊休物品について、供用物品と区別して施設できる倉庫等に保管し、県流域浄水事務所に返却する手続きを行い、亡失することのないよう管理する。</p> <p>指摘事項について当該法人から下記のとおり対応するとの報告を受けた。当該事業は、経理責任者が会計処理に関する事務を担当者任せにしていないこと、また担当者の会計処理規程等根拠に関する理解が不十分であったことから生じたものであり、今後は、会計経理に携わるすべての職員が会計処理規程等の根拠を習得し適正な会計事務を実施するとともに、経理責任者及び出納係によるチェック体制及び検査体制を強化し再発防止に努める。</p>
所管機関名 (補助金等の名称)	団体名 (補助金等の名称)	監督結果	講じた措置											
スポーツ推進課	一般財団法人岐阜卓奥サッカー協会 (コーチ育成強化事業交付金)	コーチ育成強化事業交付金において、交付対象外経費を含めて計上していたことにより、交付金11,880円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応された。過大に受給していた交付金11,880円については、平成26年11月28日に県へ返還した。 今後は交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う。											
子育て支援課	可見市 (岐阜県児童福祉等対策事業補助金(地域子ども・子育て支援事業費補助金))	岐阜県児童福祉等対策事業補助金(地域子ども・子育て支援事業費補助金)において、補助対象経費に実支出額を計上すべきところ、補助基準額を計上していたことにより、補助	可見市において、以下のとおり対応され、その報告を受けた。 同市は、補助金316,000円を過大に受給していたことを確認のうえ、訂正した実績報告書を平成26年11月6日付けで提出											
<p>るとともに、貸付備品の現物実査については、従来どおり毎年6月末までに実施する他、毎年1月末までに供用(使用)状況及び保管状況を確認し、計年2回実施することとする。 2. 前記1の結果により、老朽化や能力の低下、陳腐化により使用しなくなった備品や修理不能となった遊休物品について、供用物品と区別して施設できる倉庫等に保管し、県流域浄水事務所に返却する手続きを行い、亡失することのないよう管理する。</p>	<p>法律相談業務等委託契約に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 当該委託契約の事前決裁書において、その目的、予定金額、時期その他必要な事項が明らかにになっていないかった。 2 当該委託契約の事前決裁書で起案者以外の者を検査者に指定すべきところ、検査者を指定せず、事前決裁書の起案者が検査を行っていた。</p>													
<p>公益財団法人岐阜卓奥暴力追放推進センター</p>	<p>組織犯罪対策課</p>													

		<p>金316,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>した。 平成26年11月28日付けで返還命令を受けた補助金は、平成26年12月15日に県へ返還した。 今後は、提出書類の確認作業の徹底は勿論、複数名の職員による確認を行い、適正な事務処理を行うこととした。</p>
--	--	--	---

(2) 団体監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置
出資・出捐団体

<p>所管機関名 公共建築住宅課</p>	<p>団体名 岐阜県住宅供給公社</p>	<p>監査結果 情報の管理事務において、個人情報記録されたノートパソコン1台を亡失したことにより、個人情報の漏えいのおそれがあるので、今後は情報管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 ・ ノートパソコンの紛失を受け、岐阜県住宅供給公社に対し地方住宅供給公社法第40条第1項に基づく検査 (平成27年2月9日) 等を実施し、当該事案を受けた今後の対応策について報告を求めた。報告内容は以下のとおり。 【今回実施した対応策】 1. 現物実査の実施、パソコンのパスワード設定、ノートパソコン及び外付けHDDのワイアロック確認 2. 個人情報管理についての必要性、重要性について職員に周知徹底 3. 施設できる保管庫での個人情報書類の管理徹底等 【今後実施する対応策】</p>
--------------------------	--------------------------	--	---

<p>組織犯罪対策課</p>	<p>公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター</p>	<p>建物の減価償却の方法について、定額法で実施していたが、会計処理規程では定率法で計算することとなり、規程の改正が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受けた。 平成27年3月12日開催の平成26年度第2回定例理事会において、公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター会計処理規程が決議され、同日付けで可決を得て一部改正を行った。 今後は、各種規程の改正を適正に行うよう努める。</p>
----------------	----------------------------	---	---

補助金等交付団体			
<p>所管機関名 スポーツ推進課</p>	<p>団体名 (補助金等の名称) 一般財団法人岐阜県サッカー協会 (コーチ育成強化事業交付金)</p>	<p>監査結果 コーチ育成強化事業交付金において、概算払いされた指導者養成事業に関する実績報告書が、提出期限である</p>	<p>講じた措置 当該法人において、以下のとおり対応された。今後、岐阜県からの補助により事業を行う際には、交付要綱に記載の提</p>

	<p>交付事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出され、提出がなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>出書類を、定期的に事務局長・専務理事に提出し、進捗状況の共有を図る。その際、書類の提出期限を厳守するため、提出期限が迫っている事業の担当者には、必要書類の収集、提出書類の作成を指導する。</p>
--	--	--

(3) 所管機関監査結果 (指摘事項) に基づき講じた措置
補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
又がーツ推進課	一般財団法人岐阜卓球協会 (コーチ育成強化事業交付金)	一般財団法人岐阜卓球協会に対し、コーチ育成強化事業交付金において、交付対象外経費を含めて計上していたことにより、交付金11,880円が過大交付となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていないことから、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過大に交付していた交付金11,880円については、平成26年11月28日に県へ納付されたことを確認した。また、交付金の適切な執行のため一般財団法人岐阜卓球協会に対し、平成27年2月24日に交付金事業会計指導を実施し、補助対象経費の考え方や事務処理体制の強化に努めるよう指導した。今後も、実績報告書の審査及び確認にあたっては、複数の職員で報告書の根拠資料の整合性を十分確認すること等により適正な事務処理を行う。
子育て支援課	可児市 (岐阜卓球児童福祉)	可児市に対する岐阜卓球児童福祉等対策事業	可児市に対して過大に交付していた補助金316,

	<p>社等対策事業補助金(地域子ども・子育て支援事業費補助金)</p>	<p>補助金(地域子ども・子育て支援事業費補助金)において、補助対象経費に実支出額を計上すべきところ、補助基準額を計上していたことにより、補助金316,000円が過大交付となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていないから、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>000円について、同市は、その補助金が過大交付となっていたことを確認のうえ、訂正した実績報告書を平成26年11月6日付けで当該へ提出した。当該は、平成26年11月21日に受理し、平成26年11月28日付けで返還命令を行い、平成26年12月15日に県に返還され収納したことを確認した。今後、市町村が県へ実績報告をする際には、新たにチェックリストを作成し、提出書類の内容を確認のうえ、県へ提出することとし、県では市町村から提出のあった書類を複数名で確認することにより適正な事務処理を行うこととした。</p>
--	-------------------------------------	--	--

(4) 所管機関監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
組織犯罪対策課	公益財団法人岐阜卓球暴力追放推進センター	公益財団法人岐阜卓球暴力追放推進センターの法律相談業務等委託契約において、前回、委託契約書に検査に関する記載がない旨を指導したにもかかわらず、改善されたいなかつたほか、新たに次の不適正な事項が認められた	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、当該事業は、経理責任者をはじめとした幹部職員が会計処理に関する事務を担当者任せにしてきたこと、また当該者の会計処理規程等根拠に関する理解が不十分であったことから生じたもので

		<p>ので、当該財団に対する指導の徹底を図らねたい。</p> <p>1 当該委託契約の事前決裁書において、その目的、予定金額、時期その他必要な事項が明らかになっていないなかった。</p> <p>2 当該委託契約の事前決裁書で起案者以外の者を検査者に指定すべきところ、検査者を指定せず、事前決裁書の起案者が検査を行っていた。</p> <p>3 契約の相手方から見積書の提出がないまま、当該委託契約書を締結していた。</p>	<p>あり、今後は、会計経理に携わるすべての職員が会計処理規程等の根拠を習得し適正な会計事務を実施するとともに、経理責任者及び出納役によるチェック体制及び検査体制を強化し再発防止に努める旨の報告を受けた。</p> <p>当該としては、当該法人に対し、会計処理規程等根拠に基づき事務処理が適正に実施されていることを確認する機会を設け、適正な会計事務処理の指導の徹底に努める。</p>
--	--	--	--

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
スポーツ推進課	一般財団法人岐阜県サッカー協会 (コーチ育成強化事業交付金)	一般財団法人岐阜県サッカー協会に対するコーチ育成強化事業交付金において、概算私費にされた指導者養成事業に関する実績報告書が、提出期限である交付事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出及び受理がされていなかったため、今後適正に処理されたい。	交付金の適正な執行のため一般財団法人岐阜県サッカー協会に対し、平成27年2月24日に交付金事業会計指導を実施し、補助対象経費の考え方及び事務処理体制の強化に努めるよう指導した。 今後も、事業関連書類及び確認にあたっては、複数の職員で団体の提出期限を共有し、団体の補助事業執行管理者に連携

状況を確認し、提出期限等についての実行管理を適切なものとする。

岐阜県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十七日

- 岐阜県監査委員 岩 花 正 樹
- 岐阜県監査委員 佐 藤 武 彦
- 岐阜県監査委員 山 本 泉
- 岐阜県監査委員 藤 良 寛
- 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏 名 住 所
 - 高木 由香里 愛知県小牧市大字北外山五六一番地の二一
 - 内山 隆夫 三重県四日市市大字東阿倉川六八二番地九
 - 松井 伸 愛知県名古屋市中東区泉一丁目二二番地の二
 - 小川 由美子 愛知県名古屋市中千種区法王町二丁目一一番地の二
 - 菅王山グランドビルス三 二階
 - 山田 将光 愛知県一宮市貴船一丁目四番地の二五
 - 今関 彰夫 岐阜県山県市高麗一四八三番地
 - 坂崎 沙織 三重県いなべ市員弁町市之原三三三 番地
- 二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間
平成二十七年四月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで

平成二十七年四月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社